

開議の宣告

田中敏雄 議長 ただいまから本日の会議を開きます。

監査委員から、例月出納検査報告書が提出されましたので、お手元に配付しております。

秋田県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙

田中敏雄 議長 日程第1、平成19年2月5日告示、横手市議会における秋田県後期高齢者医療広域連合議会の議員の一般選挙、市議会議員の区分の選挙を行います。

議場の閉鎖を命じます。

【議場閉鎖】

田中敏雄 議長 ただいまの出席議員は34人であります。

投票用紙を配付させます。

【投票用紙配付】

田中敏雄 議長 投票用紙の配付漏れはありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

【投票箱点検】

田中敏雄 議長 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名でございます。投票用紙に被選挙人の氏名を正確に記入の上、点呼に応じて順次投票願います。点呼を命じます。

【点呼に応じ各員投票】

田中敏雄 議長 投票漏れはございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

【議場開鎖】

田中敏雄 議長 ただいまより開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に3番佐藤功議員、32番赤川堅一郎議員を指名いたします。両議員の立ち合いをお願いいたします。

【立会人佐藤功議員、赤川堅一郎議員立ち合いの上開票】

田中敏雄 議長 選挙の結果を報告いたします。

投票総数34票、これは先ほどの出席議員に符合しております。そのうち有効投票34票、無効投票ゼロ

であります。有効投票中、仙北市議会議長、佐藤峯夫氏30票、秋田市議会議員、加賀屋千鶴子氏4票、広域連合議会議員選挙につきましては、選挙の結果の報告までとなります。

当選人は、選挙を管理する広域連合事務局で全市町村議会の選挙における投票数を集計し決定となります。

暫時休憩いたします。

午前10時10分 休憩

午後 1時00分 再開

田中敏雄 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

報告第6号の上程、説明、質疑

田中敏雄 議長 日程第2、報告第6号専決処分の報告について報告を求めます。財務部長。

高橋健幸 財務部長 ただいま議題となりました報告第6号専決処分の報告についてご説明申し上げます。

本案は、地方自治法の規定によりまして、その損害賠償額を定めること及びこれに伴う和解に関する
ことについて専決処分したのでご報告申し上げます。

2ページをお願いします。

事故の発生日時は、平成19年2月5日月曜日でございます。午前11時15分ころ、場所は横手市雄物川
町今宿字下谷地地内、市道雄物川中央線上でございます。被害者の方は記載のとおりでございます。

事故の概要は、先ほどの場所において、本市の雄物川中学校公務補助員の方が、十字路を交差点にお
きまして優先道路を右折するため交差点へ進入した際、一時停止後に進行してきた被害車両がスリップ
し、接触して破損したものでございます。

損害賠償額は、過失割合市側が30%の2万7,688円でございます。

以上、ご報告申し上げます。よろしくをお願いします。

田中敏雄 議長 ただいまから報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

これで報告第6号の報告を終わります。

閉会中の継続審査の申し出について

田中敏雄 議長 日程第3、請願第1号三吉山荘の温泉継続についてより、日程第4、陳情第18号教育
目的税に反対することについてまでの2件は、各常任委員長から、目下委員会において審査中の事件に

つき、会議規則第104条の規定によりお手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。したがって、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

委員会調査の継続の申し出について

田中敏雄 議長 日程第5、委員会調査の継続の申し出については、産業建設常任委員長から、目下委員会において調査中の事項につき、会議規則第104条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

産業建設常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。したがって、閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

請願第3号の上程、採決

田中敏雄 議長 日程第6、請願第3号社会保障制度の一体的改革を求めることについてを議題といたします。

お諮りいたします。

請願第3号は請願者より取り下げの願いの申し出があり、委員会では取り下げ願いを承認した旨の報告があります。委員長から報告のとおり、請願の取り下げを許可することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。したがって、委員長報告のとおり、請願第3号については取り下げを許可することに決定いたしました。

陳情第5号～議案第92号の委員長報告、質疑、討論、採決

田中敏雄 議長 日程第7、陳情第5号保育所整備に関することについてより、日程第37、議案第92号平成19年度横手市病院事業会計予算までの31件を一括議題といたします。

厚生常任委員長の報告を求めます。委員長。

【厚生常任委員長（19番堀田賢逸議員）登壇】

堀田賢逸 厚生常任委員長 本定例会において、厚生常任委員会に付託されました議案29件、陳情2件の審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

初めに、陳情第5号保育所整備に関することについてであります。

本陳情の趣旨は、社会福祉法人相和会で計画している保育所の改築に関して、建設位置を変更されたいというもので、金沢保育園園長、南部正悦氏ほか8名から提出されたものであります。

当局より、平成15年10月の横手市保育所施設整備等方針は、旧横手市という地域の枠内で計画されたものであり、平成17年10月の市町村合併により、その地域が拡大されているなどから効力を失ったものと解しているとの説明がありました。

討論において、佐藤誠洋委員より、不採択の立場で、「私は本陳情に関して不採択としたい。理由は、これからの新横手市の保育サービスが市民へのサービス向上につながるという予算案に対して賛成すべきと考えるので、本陳情書の内容については不採択が妥当であろうと思う」との討論がありました。

次に、近江湖静委員より、採択の立場で、「9保育園の協議会については、旧横手地域保育園の会員相互の親睦と融和、また保育所全体の健全な発展と児童福祉の向上を目的につくられ、毎月1回定期的に協議会を開催し、福祉事務所との緊密な連携を持ちながら、いろいろな研修会や保育業務の共同研究や子育て支援のための行事の積極的な開催や、市から保育事業の委託を受けながら、それぞれ地域的なバランス、そして施設の特性、歴史と伝統を尊重しながら、よりよい保育を提供するため一致協力している組織であると判断している。特に、出生率の低下や保育環境が年々厳しくなっていることも受けながら、定員増や大規模な施設の建設などについては、常に市当局の指導を受けて対応しているということもお聞きしている。平成15年10月策定の旧横手市の横手市保育施設整備方針については、継続していると考え、施設の目標についても、老朽化が著しいものや整備が必要なもの、地域的なバランスを保つことを相談しながら、市民サービス向上のための調整機関である横手地域保育所連絡協議会で施設の改築や大規模修繕や日程の変更など計画的に進め、話し合いをしながら、承認を得て実行するということであった。市はこれを監督し、指導と補助金を提供するという責務もあると思う。弱者を淘汰し切り捨てをする選択よりも、全施設共存共栄で各保育所が安心できる保育園にするため、市が責任を持って保育所連絡協議会と話し合い、理解を得ながら進めるべきであろうと思う。こういう観点に立って、今後十分な話し合いを進めることを前提にして採択したい」との討論がありました。

また、木村清貴委員より、不採択の立場で、「私は不採択の立場で討論させていただく。理由の一つは、この陳情書中にある平成15年10月、横手市保育所施設整備等方針が合併時に失効しているという当局説明だとするならば、陳情書の太字の部分の「本会の同意、計画承認」という文言がそもそも成り立たない理論であると思われること。2つ目は、陳情者は建設位置について計画変更を望んでおられるようだが、建設位置について我々議会が関与できないのではないかとということ、3つ目は、横手地域保育協議会という立場で陳情を出しておられるようであるが、陳情者名が各施設の個人名が列記されており、協議会名になっていない。ということは、協議会の内輪の内紛という印象をぬぐい得ない。以上の観点

から、本陳情については不採択の意を表明する」との討論がありました。

本陳情について以上の討論があり、起立により採決の結果、起立少数により不採択すべきものと決定いたしました。

次に、陳情第8号生活保護の「母子加算」廃止に関することについてであります。

本陳情の要旨は、生活保護の母子加算の廃止に関することについて、政府関係機関に意見書を提出されたいというもので、横手市生活と健康を守る会、高橋晴雄氏から提出されたものです。

討論において、立身万千子委員より、採択の立場で、「私は本陳情を採択する立場で討論に参加する。母子加算の廃止の理由が、平均母子家庭の消費水準と比較しても高いという社会保障審議会の答申のままであり、生活弱者がどうしているかを国は見えていない。確かに、今暴力団絡みで生活保護を不正受給などの報道がなされているが、そういう一握りの人のために受給者全体が言われてしまうことは、私は横手市内の受給者の実態を見ていて不本意に思う。また、国の就労支援でお金を出すという政策にも憤りを感じる。生活保護世帯は本人の病気などで働きたくても働けないなどいろいろなケースがあり、物理的な実態プラス心理面でどうやって支援していくかということを私たち行政に携わる者は考えなければいけないと思っている。そういうときに、生活保護の給付水準を下げるということは、もっと下方にエスカレートしていくと思う。現に段階的に廃止するということは、今この就職難時代に逆行しているのではないかと思うので、本陳情は採択すべきと思う」との討論がありました。

本陳情について以上の討論があり、起立により採決の結果、起立全員により採択すべきものと決定いたしました。

次に、議案第2号横手市生活安全安心条例についてであります。

本案は、市民が安全で安心して生活ができる地域社会の実現を図るため条例を制定しようとするものであります。

主な質疑と答弁を申し上げますと、「4月の機構改革で、交通安全防災関係はどういう方向になっていくか」との質疑に対し、当局より「昨年10月末の洪水災害発生の際、災害警戒部及び災害対策本部設置を南庁舎で対応した。そのため大雄での防災担当本部ではフットワークが悪く、南庁舎に置いた方が合理的に災害に対応できるのではないかという判断で、消防、交通、防災等は総務課が担当し、戸籍、住基は国保年金課と統合することとした」との答弁がありました。

討論において、近江湖静委員より賛成の立場で、「安全安心条例の制定を要望した者としての責任において、賛成の立場で討論したい。安全安心条例については、県で平成16年3月に制定されて以降、県内のほとんどの市で条例化されていると聞いている。制定が若干遅くなったが、それだけ立派な条例であると思う。特にこの1年間、県内では藤里町や大仙市で悲惨な事故が発生しており、昨年7月から毎月のように学校PTA関係、防犯協会、ボランティア団体を集めて、安全安心の研修会を行っている。その中で体験発表で、児童・生徒の登下校の安全対策と実践行動や事件にならない不審者や変質者、悪徳業者など新聞に載らない事件が非常に多くあると報告を受けている。したがって、この条例は防犯

協会初めボランティア団体と活動しやすい、効果ある条例となることを望みたい。そのためには、1 番目には、県や市あるいは教育委員会、警察、行政セクションとボランティア団体、防犯や学校PTA、青少年育成市民会議が独自の活動を行っており、非常に不合理で不統一な面も指摘されている。したがって、安全安心会議でもボランティア会議でも、こういう課題が一日も早く解消していくことを前提にしてもらいたい。2 つ目については、安全安心の日が11月10日に制定されており、全国的な安全運動がその月間に開催されているので、当市でも11月10日を「安全安心の日」として宣伝、啓発してほしい。3 番目は、新年度から防犯交通関係の所管が総務企画部に移管されるという方針が出されているが、昨年の事件から市民の関心、諸団体が盛り上がっており、所管が移ることによってダウンすることのないようにしっかり引き継ぎをしてもらいたい。以上のことを要望し、討論とする」との討論がありました。

本案について以上の質疑、討論があり、起立による採決の結果、起立全員により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第3号横手市障害者支援施設設置条例についてであります。

本案は、障害者自立支援法の施行に伴い障害者支援施設の設置、管理等について必要な事項を定めるため条例を制定しようとするものであります。

主な質疑と答弁を申し上げますと、「障害者支援施設ひまわり社がオープンするが、指定管理者制度でいくのか」との質疑に対し、当局より「指定管理者制度で臨みたい。指定管理者を公募する期間があるので、当初半年間は市の直営の業務委託としたい」との答弁がありました。

また、「大和更生園について老朽化が進んでいるが、今後の改築予定について」の質疑に対し、当局より「横手市総合計画及び障害福祉計画の中に施設の改築を事業として載せており、いずれ改築の方向を目指したい。その際の運営については指定管理も含めて検討したい」との答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第5号消防組織法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についてであります。

本案は、消防組織法の一部を改正する法律の施行に伴い関係条例を整備するため、現行条例の一部を改正しようとするものであります。

主な質疑と答弁を申し上げますと、「消防団員の実数と組織統合の見通し、またこの条例の団長及び副団長の定年70歳の根拠は」との質疑に対し、当局より「団員の実人数は平成18年6月1日現在2,808人で、組織については合併当初8消防団で発足した。市から組織の一本化について提案をしているが、消防団長会議でおおむね3年をめどにしたいということであった。定年70歳の根拠は、合併協議で確認された事項である」との答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第17号横手市特別養護老人ホーム設置条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、横手市特別養護老人ホームの定員を増員するため、現行条例の一部を改正しようとするもの

であります。

本案について質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第23号横手市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律の施行による医療法の改正に伴い、所要の規定を改正するため現行条例の一部を改正しようとするものであります。

本案について質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第24号横手市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、健康保険法及び老人保健法の規定に基づく診療報酬の算定方法が改められたことに伴い、所要の規定を整備するため現行条例の一部を改正しようとするものであります。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第26号横手市ひとり親世帯児童入学祝金支給条例及び平鹿町児童遊園条例を廃止する条例についてであります。

本案は、横手市ひとり親世帯児童入学祝金支給条例及び平鹿町児童遊園条例を廃止しようとするものであります。

主な質疑と答弁を申し上げますと、「ひとり親世帯へ小・中学校入学時に支給していた祝い金の廃止について、既得権者への周知方法は」との質疑に対し、当局より、「廃止についての周知については、議会が終了次第、ひとり親世帯の全員に施策の報告と条例の廃止についてお知らせをしたい」との答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第31号平成18年度横手市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてであります。

本案は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ9,419万円を減額し、予算の総額を107億1,697万6,000円に定めようとするものであります。

主な質疑と答弁を申し上げますと、「短期保険者証発行の推移について」の質疑に対し、当局より「滞納者について昨年4月時点で647人に6カ月の待機保険者証を発行した。10月の切りかえ時点では審査会を開催して1,180人に発行した。納税に対する接触の機会を増やす観点から手渡しをする場合もあるが、ある程度約束を守っている人には郵送をしている」との答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第32号平成18年度横手市老人保健特別会計補正予算（第3号）についてであります。

本案は、予算の総額に変更はなく、歳入について組み替えしようとするものであります。

本案について質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第33号平成18年度横手市介護保険特別会計補正予算（第4号）についてであります。

本案は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,233万5,000円を減額し、予算の総額を65億3,021万6,000円に定めようとするものであります。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第34号平成18年度横手市地域包括支援センター事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。

本案は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,779万4,000円を減額し、予算の総額を6,610万1,000円に定めようとするものであります。

主な質疑と答弁を申し上げますと、「マンパワーが足りないのではないかと思うが、方向性は」との質疑に対し、当局より「マンパワーは足りないと認識している。19年度予算に人員の充足のための予算を計上している」との答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第35号平成18年度横手市特別養護老人ホームいきいきの郷特別会計補正予算（第4号）についてであります。

本案は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ180万6,000円を減額し、予算の総額を3億3,331万6,000円に定めようとするものであります。

本案について質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第36号平成18年度横手市特別養護老人ホーム雄水苑特別会計補正予算（第4号）についてであります。

本案は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ869万6,000円を減額し、予算の総額を7億2,870万8,000円に定めようとするものであります。

本案について質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第37号平成18年度横手市特別養護老人ホーム白寿園特別会計補正予算（第4号）についてであります。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,403万7,000円を追加し、予算の総額を8億8,448万円に定めようとするものであります。

本案について質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第38号平成18年度横手市特別養護老人ホーム鶴寿苑特別会計補正予算（第3号）についてであります。

本案は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ58万円を減額し、総額を2億9,415万円に定めようとするものであります。

本案について質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第39号平成18年度横手市介護老人保健施設特別会計補正予算（第3号）についてであります。

本案は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ449万9,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ4億5,537万3,000円に定めようとするものであります。

本案について質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第40号平成18年度横手市大和更生園特別会計補正予算（第4号）についてであります。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,415万1,000円を追加し、予算の総額をそれぞれ2億3,983万5,000円に定めようとするものであります。

主な質疑と答弁を申し上げますと、「障害者自立支援法が施行され施設運営が厳しくなる中で、昨年11月にまとめられた中間報告で施設運営はどうなるのか」との質疑に対し、当局より「利用者の個人負担が年々ふえている現状であり、中間報告は利用者の負担の軽減を図るものであり、非常に良かったと思っている。なお、施設運営については変わりはないものと思っている」との答弁がありました。

また、「園生の作業として、市から委託業務はあるのか」との質疑に対し、当局より「今年度から公共的な仕事をやろうということで、十文字、平鹿、山内地域局からご協力をいただいて、スノーポール1,550本の製作をさせていただいた。利用者は喜んでおり、みんなが参加できるように工夫した。また大雄庁舎も清掃業務及び実験農場にも毎日ではないが、3人行っている」との答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第41号平成18年度横手市通所授産施設特別会計補正予算（第1号）についてであります。

本案は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ76万2,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ7,623万8,000円に定めようとするものであります。

本案について質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第51号平成18年度横手市病院事業会計補正予算（第2号）についてであります。

本案は、平成18年度病院事業会計の業務の予定量を定め、また、収益的収入及び支出の予定額並びに資本的収入及び資本的支出の予定額などを定めようとするものであります。

主な質疑と答弁を申し上げますと、「手数料条例が18年4月から適用ということで、補正予算に反映されているのか」との質疑に対し、当局より、「本年度の診療報酬については適用しており、改正後の算定方法で行っており、補正予算とは特に関係はない」との答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第63号平成19年度横手市国民健康保険特別会計予算についてであります。

本案は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ115億3,707万4,000円に定めようとするものであります。

主な質疑と答弁を申し上げますと、「保健衛生普及費、いわゆる人間ドックの予算の減額理由は」との質疑に対し、当局より「18年度の利用者は当初予算7割の状況であることから、新年度は減額し予算計上した。なお、平成20年度からは後期高齢者医療制度により、40歳から74歳の方のメタボリックシンドローム、いわゆる生活習慣病に基づく特定検診を国保で実施しなければならない法律になったので、19年度は18年度同様の内容で継続することとした。受診者が増える場合は補正で対応したいと考えている」との答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第64号平成19年度横手市老人保健特別会計予算についてであります。

本案は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ114億9,955万3,000円に定めようとするものであります。

本案について質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第65号平成19年度横手市介護保険特別会計予算についてであります。

本案は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ66億8,855万4,000円に定めようとするものであります。

主な質疑と答弁を申し上げますと、「第4期計画へ向けての介護保険等事業計画策定費の内容について」の質疑に対し、当局より「介護保険等事業計画策定費については、19年度に予定している高齢者等家族へのアンケートやサービス事業者、ケアマネジャーへのアンケートにより、不足している介護サービスの把握などに向けた19年度の対応分である。19年度10月には策定委員会を立ち上げて本計画の策定に進んでまいりたい」との答弁がありました。

また、「新たに介護保険施設を建設する計画はあるのか」との質疑に対し、当局より「第3期の事業計画の中での施設整備についてはグループホームが1ユニット、増田地域分が残っているだけで、18年度に計画のほとんどが着手されているとの答弁がありました。

また、「介護保険の基金残高は」との質疑に対し、当局より、「基金については第3期の事業計画の中で1億9,600万円を保険料の2,998円の金額を維持するために取り崩しを予定している。まだ確定ではないが、19年度末では3億9,700万円ほどの基金残高となる予定である」との答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第66号平成19年度横手市地域包括支援センター事業特別会計予算についてであります。

本案は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億314万4,000円に定めようとするものであります。

主な質疑と答弁を申し上げますと、「在宅介護支援センターの委託料の委託先と業務内容について」の質疑に対し、当局より「在宅介護支援センターの委託料としては、各地域にある10カ所の在宅支援センター及び以前に基幹型を果たしていた横手市社会福祉協議会の在宅支援センターの11カ所への委託料である。委託業務内容は、地域の実態把握をお願いしたいと考えている」との答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第67号平成19年度横手市特別養護老人ホーム特別会計予算についてであります。

本案は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億8,401万5,000円に定めようとするものであります。

主な質疑と答弁を申し上げますと、「予算統合の一番の目的は」との質疑に対し、当局より「特別養護老人ホームという同一事業として各施設の連携を密にして質を高めるため、サービス内容を検討し、利用者によりよいサービスを提供できる形で進むべきではないかという観点から予算を統合した」との

答弁がありました。

また、「質を高めるのであれば、職員の人事交流があるのか」との質疑に対し、当局より「合併前は類似施設がないということで人事が固定化してきた。人事交流を深めていきたいし、施設間の異動はあり得ると思う」との答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第68号平成19年度横手市介護老人保健施設特別会計予算についてであります。

本案は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億5,606万3,000円に定めようとするものであります。

本案について質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第69号平成19年度横手市居宅介護支援事業特別会計予算についてであります。

本案は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,006万3,000円に定めようとするものであります。

本案について質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第70号平成19年度横手市指定通所介護事業特別会計予算についてであります。

本案は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,450万8,000円に定めようとするものであります。

主な質疑と答弁を申し上げますと、「スタッフの増員と介護員の報酬引き上げについて」の質疑に対し、当局より「スタッフの増員については、利用者が増えても十分対応できる体制であり、考えていない。介護職員報酬については、昨年3月までは社会福祉協議会に委託していた部分であり、18年度は委託単価でお願いしていた。スタッフの頑張り等もあり、ほかの介護施設等の報酬に見習うような形で、19年度から若干ではあるが引き上げることにした」との答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第71号平成19年度横手市障害者支援施設特別会計予算についてであります。

本案は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億7,450万9,000円に定めようとするものであります。

本案について質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第92号平成19年度横手市病院事業会計予算についてであります。

本案は、平成19年度病院事業会計の業務の予定量を定め、また、収益的収入及び支出の予定額並びに資本的収入及び資本的支出の予定額等を定めようとするものであります。

主な質疑と答弁を申し上げますと、「外部委託の検討と方向性は」との質疑に対し、当局より「横手病院は給食と医事業務は直営である。外部委託の検討はしたが、収支計画で減価償却を加えてもまだ収益が上回っている状況や、一方では地元の雇用確保にもなっているため直営方式をとっている。また、大森病院は現在、医事業務を委託しているが、新年度から清掃、給食業務について外部委託方針を決めた。今働いている人たちの待遇や雇用の問題については、同じ条件で引き続き雇用するという条件で委託することになっている」との答弁がありました。

また、「今年度の経常利益の見通しは」との質疑に対し、当局より「横手病院は今年度インフルエンザの発生がほとんどなかったため小児科患者数が落ち込んでいる現状である。数字的にはまだ確定していないが、大変厳しい状況である。また、大森病院では今年度診療報酬の改定により療養病棟を設置していることから1億円以上の減収が見込まれたが、病棟の再編成などによりある程度カバーできた。また、外来患者が4.5%増と予想以上の伸びになっている。現時点では17年度と同じような決算が見込めるのではないかと考えている」との答弁がありました。

また、「4月に平鹿病院が開院になるが、その対応策は」との質疑に対し、当局より「横手病院では昨年1月に環境の変化による影響等を外部コンサルティングで院内ヒアリングも行った。今後とも基本理念に沿った良質な医療を提供する中で選ばれる病院を目指してまいりたい。平鹿病院の開院後は一時的に流れが変わるかもしれないが、かつて横手病院のドクターが開業したときに患者がゼロというときがあったが、現在の状況を考えれば長期にわたっての大きな影響はないのではないかと考えている。今後とも大森病院とは十分な連携をしながら病院経営に当たってまいりたい」との答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、厚生常任委員会の報告といたします。よろしくご審議のほどお願いいたします。
田中敏雄 議長 ただいまから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 討論なしと認めます。

ただいまから議題となっております案件中、陳情第5号保育所整備に関することについてを起立により採決いたします。

本陳情に対する委員長の報告は不採択でありますので、原案について採決いたします。本陳情は、採択することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

田中敏雄 議長 起立少数であります。したがって、陳情第5号は委員長報告のとおり不採択と決定いたしました。

次に、議題となっております案件中、議案第2号横手市生活安全安心条例を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

田中敏雄 議長 起立全員であります。したがって、議案第2号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議題となっております案件中、議案第92号平成19年度横手市病院事業会計予算を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

田中敏雄 議長 起立全員であります。したがって、議案第92号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、既に議決されております3件を除く28件について採決いたします。28件、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。したがって、28件は委員長報告のとおり可決されました。

請願第2号～議案第93号の委員長報告、質疑、討論、採決

田中敏雄 議長 日程第38、請願第2号日豪EPA交渉に関することについてより、日程第84、議案第93号平成19年度横手市水道事業会計予算までの47件を一括議題といたします。

産業建設常任委員長の報告を求めます。産業建設常任委員長。

【産業建設常任委員長（29番塩田勉議員）登壇】

塩田勉 産業建設常任委員長 今定例会において産業建設常任委員会に付託になりました案件中、議案40件、請願2件、陳情5件について、その審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

初めに、請願第2号日豪EPA交渉に関することについてであります。

本請願の要旨は、日豪EPA交渉において重要品目に対する例外措置の確保、WTO農業交渉に対する我が国の主張に基づいた対応の確保、交渉いかんによっては交渉を中断するなど厳しい判断を持って交渉に臨むこと、以上3点について政府関係機関に意見書を提出されたいというもので、秋田ふるさと農業協同組合代表理事組合長、木村一男氏ほか3名より提出されたものであります。

主な意見を申し述べますと、「願意は妥当と思う」との意見がありました。

本請願について討論はなく、採決の結果、願意を妥当と認め、採択すべきものと決定いたしました。

次に、請願第3号日本農業に甚大な打撃を与える日豪FTA交渉の中止とFTA、EPA促進路線の転換を求めることについてであります。

本請願の要旨は、日本とオーストラリアのFTA、EPA交渉について、政府はFTA締結に向けた交渉を中止すること、FTA、EPA促進路線を転換し、国内生産を拡大して食料自給率を向上させるための施策を強めること、以上2点について、政府関係機関に意見書を提出されたいというもので、農民運動秋田県連合会委員長、佐藤長右衛門氏より提出されたものであります。

主な意見を申し述べますと、「こちらの請願は交渉の場に行かないで中止しなさいという内容であり、交渉のルールに反する。ふさわしくない内容であり、不採択すべきものと思う」との意見がありました。

本請願について討論はなく、起立採決の結果、起立なしにより、不採択にすべきものと決定いたしました。

次に、平成18年12月議会において当委員会に付託され、継続審査となっていた陳情第24号米価下落に影響を及ぼす低品位米と政府備蓄米の流通見直しを求めることについてであります。

本陳情の要旨は、米価下落等に関し平成14年農水省、米の表示等についての検討会における対策を実効ある対策にすること、入札方式の是非について国民の意見を聞き、見直しをすること、以上2点について政府関係機関に意見書を提出されたいというもので、生き物共生農業を進める会代表、今野茂樹氏より提出されたものであります。

本陳情について意見、討論はなく、起立採決の結果、起立なしにより、不採択にすべきものと決定いたしました。

次に、陳情第2号地域別最低賃金の引き上げと最低賃金制度の改正を求めることについてであります。

本陳情の要旨は、現行の最低賃金制度の周知徹底、監督体制拡充と最低賃金法違反の厳しい取り締まり、地方最低賃金の改定に当たっては、時間額を1,000円以上に引き上げること、全国一律の新しい最低賃金制度を創設すること、以上3点について政府関係機関に意見書を提出されたいというもので、秋田県春闘共闘懇談会代表、中村秀也氏ほか1名より提出されたものであります。

主な意見を申し述べますと、「願意はわかるが、一挙の最低賃金引き上げにより、逆に雇用がなくなり、地元経済が疲弊するおそれもある。この部分については、不採択にすべきものと思う」との意見がありました。

また、「このように1,000円以上と言われると、実際はかなり無理がある。経営者は経営者で一生懸命賃金を上げようと思っており、これが権利だと言われれば、今の横手の雇用情勢と合わないと思う」との意見がありました。

本陳情について討論はなく、起立採決の結果、起立なしにより、不採択すべきものと決定いたしました。

次に、陳情第3号労働法制の改善を求めることについてであります。

本陳情の要旨は、労働基準法を改正し、時間外労働の上限規制や割り増し賃金引き上げ等を行うこと、整理解雇に当たっては人員整理の必要性等4要件を充足しなければ解雇無効とされるよう法整備を行うこと、雇用関係にある労働者の就労請求権を確立するよう法整備を行うこと、労働者派遣法を改正し、登録型派遣を原則禁止すること等を行うこと、労基法、パート労働法を改正し、雇用形態別差別の禁止などを行うこと、労基法を改正して有期雇用は短期間の業務に限定することなどを行うこと、以上6点について政府関係機関に意見書を提出されたいというもので、秋田県春闘共闘懇談会代表、中村秀也氏ほか1名より提出されたものであります。

主な意見を申し述べますと、「労働者派遣法を改正し、登録型派遣の原則禁止、継続1年以上で直接雇用の責任が生じる。ここまでシビアなことを企業に求めるということは、今の情勢では無理と思う。

この分では私は納得できないし、不採択にすべきものと思う」との意見がありました。

本陳情について討論はなく、起立採決の結果、起立なしにより、不採択にすべきものと決定いたしました。

次に、陳情第6号旧横荘線跡地道路（桜沢地内）の延長についてであります。

本陳情の要旨は、旧横荘線は桜沢地内300メートルを残し、全線道路として活用されている。平鹿町方面からの車両が桜沢を通過せざるを得ず、通勤時間の混雑が激しく、また、カーブでは見通しが悪く、横断はもちろん歩行さえ危険な状況にある。ついては、地域住民の命を守り、安全な生活を確保するため、旧横荘線跡地を道路にさせていただきたいというものであり、桜沢町内会長、辻村英夫氏より提出されたものであります。

主な意見を申し述べますと、「横荘線がほとんど無償提供の中で現在道路として使われている状況だ。ここだけ取り残されている状況だし、現地を見るとバイパスの機能も一部果たしているような形状と認識したので、陳情者の願意を妥当として採択すべきだ」との意見がありました。

また、「議会として願意妥当という理由だけで採択し、予算的裏づけがないのは無責任ではないか。市の全体的計画の中で、あの道路の緊急性などを調査した上で、また大橋の交差点改良工事ができた後の基礎的な調査をした上で十二分に調査、議論の上で決定するため、継続審査したい」との意見がありました。

本陳情について、継続審査にすべきとの意見がありましたので、継続審査について採択いたしました。

採決の結果、起立少数で否決されました。

討論はなく、採決の結果、願意を妥当と認め、採択すべきものと決定いたしました。

次に、陳情第7号取り残された「横手川危険護岸箇所」の修繕補修についてであります。

本陳情の要旨は、横手川上流護岸改修工事が着々と進み、我が町内会周辺にも遊歩道が設置されたため、多くの往来が予想される。しかし、横手川危険護岸箇所が取り残された状態になっており、増水時には盛土が崩れ出している状態である。隣接の遊歩道を安全に、有意義に多くの人に利用していただくため、取り残された横手川危険護岸箇所を早々に修繕補修されたいというものであり、東平和町町内会長、伊藤虎太郎氏より提出されたものであります。

本陳情について討論はなく、採決の結果、願意を妥当と認め、採択すべきものと決定いたしました。

次に、議案第4号横手市道の駅設置条例であります。

本案は、十文字地域に建設中の道の駅についての条例を制定するため、議会の議決を求めるものであります。

主な質疑と答弁を申し上げますと、「指定管理の状態について」との質疑に対し、当局より「この道の駅は純然たる民間会社を設立して運営していく計画だ。指定管理料は水道料、電気料、清掃料、一部の保守点検料がある。それについては、毎年度予算額、決算額を示したい。また、国交省部分の交流休憩ホール、トイレ部分についても横手市の管理となるので、その分も含めて指定管理をお願いする」と

の答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第16号横手市手数料条例の一部を改正する条例であります。

本案は、県から権限移譲される事務に係る手数料を徴収することができるようにするとともに、減免規定などを整備する条例改正に伴い、議会の議決を求めるものであります。

本案について質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第18号横手市浄化槽市町村整備推進事業に関する条例の一部を改正する条例であります。

本案は、分担金の算出に係る標準事業費の額を改正する条例改正に伴い、議会の議決を求めるものであります。

本案について質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第19号横手市集落多目的共同利用施設等の設置条例の一部を改正する条例であります。

本案は、雄物川地域に東槻地区に多目的集落集会所を新たに設置するため、現行条例の一部を改正することに伴い、議会の議決を求めるものであります。

本案について質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第20号横手市大森グラウンド・ゴルフ場設置条例の一部を改正する条例であります。

本案は、横手市大森グラウンド・ゴルフ場の適切な管理運営を図るため、現行条例の一部を改正することに伴い、議会の議決を求めものであります。

主な質疑と答弁を申し上げますと、「健康増進や医療費削減の意味から、むしろ値下げした方がよいのでは」との質疑に対し、当局より「現状のままではマイナスの収支であり、100円の増額をお願いした。増収分についてはコースの管理はもちろん、ポイントラリーによる表彰や点数の集計といった利用者のサービス向上を図る予定である。ご理解願う」との答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第21号横手市道路占用等に関する条例の一部を改正する条例であります。

本案は、道路法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、所要の規定の整備をする条例改正に伴い、議会の議決を求めるものであります。

本案について質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第22号横手市営住宅設置条例の一部を改正する条例であります。

本案は、平鹿地域の醍醐団地に市営住宅を創設する条例改正に伴い、議会の議決を求めるものであります。

本案について質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第27号市道路線の廃止についてであります。

本案は、道路法の規定により、横手地域局の20路線、雄物川地域局1路線、十文字地域局5路線の合計26路線を廃止するものであります。

本案について質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。
次に、議案第28号市道路線の認定についてであります。

本案は、道路法の規定により、新たに横手地域局35路線、十文字地域局11路線、計46路線を市道に認定するものであります。

本案について質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第42号平成18年度横手市国民保養センター三吉山荘特別会計補正予算（第1号）であります。

本案は、歳入歳出の総額に179万6,000円を追加し、歳入歳出それぞれ3,576万7,000円に定めようとするものであります。

主な質疑と答弁を申し上げますと、「温泉継続の請願も出されているが、三吉山荘を今の形で残すことは可能なのか」との質疑に対し、当局より「平成21年に解体ということで区長から本会議で答弁があったところだが、老朽化が大分進行しており、現状のままでは平成21年を超えての存続は無理と考える。風呂場については平成3年に開設されており、その部分については検討できると思う。ただ、ボイラー室等のきっちりした耐震診断をしていないため、恐らく強度が不足しているものと考えられるため、平成21年度以降も継続するとすれば、それなりの経費がかかると思う」との答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第43号平成18年度横手市地域間交流施設雄川荘特別会計補正予算（第2号）であります。

本案は、歳入歳出の総額から712万9,000円を減額し、歳入歳出それぞれ2億2,518万円に定めようとするものであります。

主な質疑と答弁を申し上げますと、「収入が減っているが、その理由は」との質疑に対し、当局より「宴会を伴う酒席が減ってきている。仏事慶事についても使ってもらえるよう関係者の業者等にもお願いしているが、なかなか使ってもらえない状況がある」との答弁がありました。

また、「客への待遇や料理の質は落ちていないか」との質疑に対し、当局より「料理について、これまで専門分野は中華に比重を置いていたが、落ち込みがあったため料理を拡充しようとチームのトップを変え、和に比重を移した。料理そのものについては少しずつ良くなってきているものと思っている」との答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第44号平成18年度横手市林業者等休養福祉施設さくら荘特別会計補正予算（第2号）であります。

本案は、歳入歳出の総額に567万9,000円を追加し、歳入歳出それぞれ2億2,452万8,000円に定めようとするものであります。

主な質疑と答弁を申し上げますと、「さくら荘も収入が落ちている。合併後の減額というのは、合併した逆効果が出ていると思うが、そういう分析はどうか」との質疑に対し、当局より「650万円ほど減

額となっているが、宿泊は少し伸びており、やはり宴会部門がマイナスとなっている。仏事関係の落ち込みが大きい」との答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第45号平成18年度横手市平鹿地域簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）であります。

本案は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ900万円を減額し、歳入歳出予算の総額を1億103万1,000円に定めようとするものであります。

本案について質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第46号平成18年度横手市山内地域簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）であります。

本案は、歳入歳出の総額から歳入歳出それぞれ1,396万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を1億9,299万4,000円に定めようとするものであります。

本案について質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第47号平成18年度横手市土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）であります。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,051万円を追加し、歳入歳出予算の総額を4億4,794万8,000円に定めようとするものであります。

主な質疑と答弁を申し上げますと、「保留地処分金について」との質疑に対し、当局より「保留地処分金の多くは駅西地区である。8区画の処分を考えていたが、一般公募により2区画が処分できた。19年度についても一般公募によって処分しようと考えている」との答弁がありました。

また、「清算徴収金の単位について」との質疑に対し、当局より「従前の土地と従後の土地について、評価の基準点をつけるその点数の差で清算金というものがかかる。中央第二地区は1点26円だ」との答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第48号平成18年度横手市下水道事業特別会計補正予算（第4号）であります。

本案は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ7,861万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を34億8,395万5,000円に定めようとするものであります。

主な質疑と答弁を申し上げますと、「公債費の金利の高い部分の借り換えが可能か」との質疑に対し、当局より「借換債については政府融資と公庫融資があり、あくまで公庫融資に限って借り換えができる。19年度以降も借り換えが認められれば対処したい」との答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第49号平成18年度横手市集落排水事業特別会計補正予算（第3号）であります。

本案は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,174万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を4億5,173万2,000円に定めようとするものであります。

本案について質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第50号平成18年度横手市浄化槽市町村整備推進事業特別会計補正予算（第4号）でありま

す。

本案は、歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ600万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を8,383万円に定めようとするものであります。

本案について質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第52号平成18年度横手市水道事業会計補正予算（第3号）であります。

本案は、収益的収入予定額を15億8,452万2,000円に、収益的支出予定額を15億6,143万円に、資本的収入予定額を4億290万円に、資本的支出予定額を9億391万3,000円にそれぞれ定めようとするものであります。

本案について質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第53号平成19年度横手市市営温泉施設特別会計への繰入れについて、議案第72号平成19年度横手市市営温泉施設特別会計予算の2件であります。2件については、一括議題といたしました。

議案第53号は一般会計予算から2億2,956万3,000円以内を繰り入れようとするものであり、議案第72号は歳入歳出それぞれ8億811万1,000円に定めようとするものであります。

主な質疑と答弁を申し上げますと、「温泉施設の会計を一本化したとのことだが、結局現場は同じではないのか。また、一本化したからといって収支がよくなるわけではない。一本化した趣旨は」との質疑に対し、当局より「これまで特別会計と一般会計による直営の両方でやっていたが、温泉施設の検討委員会の中で、将来的に一本化すべきという議論になった。今年度はこのような形で特別会計化し、それぞれの経営状況と経理の明確化を図りたいということで特別会計へ一本化した。将来的には、本当に一本化した会計で観光物産課なりが管理運営に当たるという方向に進まなければならないだろうと思っている。当面は、例えば灯油代や賄い材料費の一括購入だとかを進めていきたい」との答弁がありました。

以上の2件の議案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第54号平成19年度横手市平鹿地域簡易水道事業特別会計への繰入れについて、議案第55号平成19年度横手市雄物川地域簡易水道事業特別会計への繰入れについて、議案第56号平成19年度横手市大森地域簡易水道事業特別会計への繰入れについて、議案第57号平成19年度横手市山内地域簡易水道事業特別会計への繰入れについて、議案第73号平成19年度横手市平鹿地域簡易水道事業特別会計予算、議案第74号平成19年度横手市雄物川地域簡易水道事業特別会計予算、議案第75号平成19年度横手市大森地域簡易水道事業特別会計予算、議案第76号平成19年度横手市十文字地域簡易水道事業特別会計予算、議案第77号平成19年度横手市山内地域簡易水道事業特別会計予算の9件であります。9件については一括議題といたしました。

議案第54号、55号、56号、57号の4件については、一般会計からの繰入額を定め、議案第73号、74号、75号、76号、77号の5件については、それぞれの歳入歳出予算の総額を定めようとするものであります。

主な質疑と答弁を申し上げますと、「各会計への繰入金の額の違いは何か」との質疑に対し、当局より「簡水債の起債の元利償還額に対しては、その2分の1と過疎債の7割を一般会計から繰り入れている。元利償還に対して交付税措置があり、その年度の償還額によって上下する」との答弁がありました。

また、「料金の均一化の予定について」との質疑に対し、当局より「簡易水道事業に対する補助制度が変わり、3年以内に簡水の統合計画を立てると10年間補助対象となる。その補助対象の条件として、料金の統一を計画しなければいけない。経過措置を設けながら統一していきたい」との答弁がありました。

また、「企業会計にする予定は」との質疑に対し、当局より「簡水事業に対する補助要件として、上水道区域の10キロ圏内にある簡水は統合計画を策定するよう求められている。上水道から10キロ圏内というと、横手市内全部が入る。将来的な企業会計の導入については、厚労省の方針としてできるだけ簡水事業を無くす方向なので、徐々にその方向にならざるを得ないと考えている」との答弁がありました。

また、「将来過疎債が使えなくなる。簡水事業前倒しの予定は」との質疑に対し、当局より「事業計画を策定中であり、返済計画や地元ともよく相談しながら事業実施してまいりたい」との答弁がありました。

また、「料金等の統一の試算はどのようにしているか」との質疑に対し、当局より「用途別、口径別の料金体系、基本水量制、逦増料金制などの制度や額の統一について、経過措置を含めて検討している」との答弁がありました。

以上9件の議案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。次に、議案第78号平成19年度横手市土地区画整理事業特別会計予算であります。

本案は、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ3億9,909万9,000円に定めようとするものであります。

主な質疑と答弁を申し上げますと、「高齢化などで区画整理が逆に人を市外に追い出すような懸念はないか」との質疑に対し、当局より「区画整理事業なので、あくまでも現在の土地を置きかえていくだけであり、基本的には、私どもは公共施設の整備をきちんとして、そこに住んでいただきたいと思っている」との答弁がありました。

また、「駅西広場に駐車場は予定されているか」との質疑に対し、当局より「駅前広場の南側に70台くらいは置けるような駐車場を確保したいということで議論している」との答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第79号平成19年度横手市前郷墓園造成事業特別会計予算であります。

本案は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,620万円に定めようとするものであります。

本案について質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第58号平成19年度横手市下水道事業特別会計への繰入れについて、議案第80号平成19年度横手市下水道事業特別会計予算の2件であります。2件については一括議題といたしました。

議案第58号は、一般会計から10億9,977万9,000円以内を繰り入れることを定め、議案第80号は、歳入

歳出予算の総額を30億8,453万8,000円に定めようとするものであります。

主な質疑と答弁を申し上げますと、「流域下水道の終末処理場の工事と横手市下水道計画の関係は」との質疑に対し、当局より「流域と意見調整は行っているし、計画そのものが大幅に変更になるような内容ではない。起債については、18年度末の現在高で212億7,376万3,000円の残高がある。今後、年間下水道の事業費を7億5,000万円という形で今後のシミュレーションをすると、下水道の残高の最大値となるのが平成24年度で214億8,300万円ほどになると見込んでいる。25年度以降、起債の残高は減少していくと見込んでいる」との答弁がありました。

以上2件の議案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第59号平成19年度横手市集落排水事業特別会計への繰入れについて、議案第81号平成19年度横手市集落排水事業特別会計予算の2件であります。2件については一括議題といたしました。

議案第59号は、一般会計から2億188万3,000円以内を繰り入れることを定め、議案第81号は、歳入歳出予算の総額を5億1,398万7,000円に定めようとするものであります。

以上2件の議案について質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第60号平成19年度横手市浄化槽市町村整備推進事業特別会計への繰入れについて、議案第82号平成19年度横手市浄化槽市町村整備推進事業特別会計予算の2件であります。2件については一括議題といたしました。

議案第60号は、一般会計から709万円以内を繰り入れることを定め、議案第82号は、歳入歳出予算の総額を8,249万2,000円に定めようとするものであります。

主な質疑と答弁を申し上げますと、「平鹿と雄物川で行っている浄化槽設置事業だが、区域だけのメリットではなく、合併を機に受益者負担が同じになるような検討はされているのだろうか。また、補助金型の比較は」との質疑に対し、当局より「計画の見直しの中でそれらも検討している。補助金型だと7人槽で44万円ほどの補助金が出る。設置型でやった場合は、7人槽の受益者分担金が13万円なので、その分設置型でやった方が有利であるということになる。ただ、その後の料金として、1人世帯であっても7人槽の料金が月6,300円と高額であることから、市設置型を求めない人もいる」との答弁がありました。

以上2件の議案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第61号平成19年度横手市水道事業会計への繰入れについて、議案第93号平成19年度横手市水道事業会計予算の2件であります。2件については一括議題といたしました。

議案第61号は、一般会計から1億3,096万9,000円以内を繰り入れることを定め、議案第93号は、平成19年度の水道事業における業務予定量と、それに伴う収益的収支及び資本的収支の予定額を定めようとするものであります。

主な質疑と答弁を申し上げますと、「ダム負担金について」との質疑に対し、当局より「ダム負担金

は、大松川ダムの維持管理負担金と資本的支出の1款建設改良費の成瀬ダム負担金がある。成瀬ダム負担金は、増田地域は238万9,000円、平鹿地域は334万5,000円、十文字地域が286万6,000円、合計860万円となっている」との答弁がありました。

以上2件の議案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、産業建設委員会の報告を終わります。よろしくご審議のほどをお願いします。

田中敏雄 議長 ただいまから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。

討論の通告がありますので、発言を許可いたします。1番立身万千子議員。

【1番（立身万千子議員）登壇】

1番（立身万千子議員） 私は、請願第3号日本農業に甚大な打撃を与える日豪F T A交渉の中止とF T A、E P A促進路線の転換を求めることについてに賛成の立場で討論します。

ご承知のように、W T O交渉は2006年7月24日の決裂を経て破綻状態に陥っています。日本の財界と政府は、そのようなW T Oの崩壊あるいは長期停滞を見越して、経済財政諮問会議の答申に基づきF T AとE P Aの推進に力を注いでいます。請願第2号のJ Aふるさとの趣旨にも、F T Aの日本農業に及ぼす深刻な影響が挙げられていましたが、私はF T A並びにE P Aの交渉が私たち国民生活にとってどれだけ危険かを訴えるものです。商品の貿易を自由化するF T Aから、さらに進んで財政投資や人、人間の貿易、知的所有権を含めた経済全体の自由化を求めるE P Aは、私たち一般庶民にとってメリットがあるのかと考えたとき、国会でも危惧する決議が出された意味は大きいと思います。

自動車や工業製品を日本が輸出する際の関税を撤廃させるのと引きかえに、関税率の高い米や砂糖、小麦、乳製品、牛肉など日本農業の主たるものをオーストラリアから輸入して、その関税を撤廃させたら、今北海道庁が試算しているように、失業、倒産が大幅に増えることや先進国の中で最低クラスの日本の食料自給率をさらに下げかねない事態になることは目に見えています。しかも、オーストラリアの干ばつを初め、地球温暖化による異常気象で農産物の収穫は不安定です。自国の国民を守ることが第一ですから、食料輸入に頼る日本が飢餓という信じがたい状況に陥ることもあり得ます。さらに、大豆やトウモロコシ、菜種など食料の輸入はほとんどが遺伝子組み換え技術や大量の農薬に依存しています。

食育の大切さが言われている今日、子供たちを初め国民の口に入る食品について、栄養以前に含有される有害物質の対策を講じるためには、そのルートを断ち切ること、すなわちF T Aの問題を解決することが必要ではないでしょうか。そして、F T AからE P Aにエスカレートしている実態は、対フィリピンやインドネシアの問題でクローズアップされてきた看護師や介護士といった人の輸入と、産業廃棄物の輸出ということにあらわれています。

これによる問題は、第1に、日本の労働者の賃金や労働条件に及ぼす影響です。今、日本の潜在看護

師さんの数は55万人なのに、不足看護師数は8万人と言われます。労働条件の改善が日本社会の看護師不足を解決する根本策のはずが、輸入を次々と増やしていく政府の方針のもとで、輸出する側であるフィリピンでは人口10万人当たりの看護師の数は日本の859人に対して418人と決定的に不足しています。産業廃棄物の施設にしても、フィリピンでは砒素や水銀、有機溶剤などが含まれるものを日本から受け入れざるを得ないという実態から、私たちは目をそらすべきではないと思います。

以上によって、農業問題のみならず重大な問題を抱えるこのF T A交渉は、きっぱりと中止すべきであるという請願の願意を妥当と認め、ぜひ採択するように訴えて、賛成討論といたします。

田中敏雄 議長 以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 討論なしと認めます。

ただいまから議題となっております案件中、請願第3号日本農業に甚大な打撃を与える日豪F T A交渉の中止とF T A、E P A促進路線の転換を求めることについてを起立により採決いたします。

本請願に対する委員長の報告は不採択でありますので、原案について採決いたします。本請願は採択することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

田中敏雄 議長 起立少数であります。したがって、請願第3号は委員長報告のとおり不採択と決定いたしました。

次に、議題となっております案件中、陳情第24号米価下落に影響を及ぼす低品位米と政府備蓄米の流通見直しを求めることについてを起立により採決いたします。

本陳情に対する委員長の報告は不採択でありますので、原案について採決いたします。本陳情は採択することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

田中敏雄 議長 起立なしであります。したがって、陳情第24号は委員長報告のとおり不採択と決定いたしました。

次に、議題となっております案件中、陳情第2号地域別最低賃金の引き上げと最低賃金制度の改正を求めることについてを起立により採決いたします。

本陳情に対する委員長の報告は不採択でありますので、原案について採決いたします。本陳情は採択することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

田中敏雄 議長 起立少数であります。したがって、陳情第2号は委員長報告のとおり不採択と決定いたしました。

次に、議題となっております案件中、陳情第3号労働法制の改善を求めることについてを起立により

採決いたします。

本陳情に対する委員長の報告は不採択でありますので、原案について採決いたします。本陳情は採択することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

田中敏雄 議長 起立少数であります。したがって、陳情第3号は委員長報告のとおり不採択と決定いたしました。

次に、議題となっております案件中、議案第4号横手市道の駅設置条例を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

田中敏雄 議長 起立全員であります。したがって、議案第4号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議題となっております案件中、議案第93号平成19年度横手市水道事業会計予算を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

田中敏雄 議長 起立全員であります。したがって、議案第93号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、既に議決されております6件を除く41件について採決いたします。

41件は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。したがって、41件は委員長報告のとおり可決されました。

陳情第2号～議案第94号の委員長報告、質疑、討論、採決

田中敏雄 議長 日程第85、陳情第2号武力攻撃事態等における「市町村国民保護計画」策定に反対することについてより、日程第110、議案第94号横手市行政財産使用料条例の一部を改正する条例までの26件を一括議題といたします。

総務常任委員長の報告を求めます。総務常任委員長。

【総務常任委員長（17番菅原恵悦議員）登壇】

菅原恵悦 総務常任委員長 今定例会において、総務常任委員会に付託になりました議案23件、陳情3件について、その審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

初めに、継続審査となっております陳情第2号武力攻撃事態等における「市町村国民保護計画」策定に反対することについてであります。

本陳情の要旨は、政府は国民保護法を根拠に、平成17年度内に全都道府県に「都道府県国民保護計

画」の策定を強制し、来年度は都道府県を通じて全市町村に「市町村国民保護計画」の策定を指示している。武力攻撃事態等を起こさない最も有効な道は、戦争放棄を宣言した日本国憲法をもとに平和外交を展開することであり、国民保護法と国民保護計画の策定は、それに逆行するものである。については、住民を戦争に総動員する「市町村国民保護計画」設置条例に反対されたいというもので、有事立法阻止秋田県実行委員会代表世話人、風間幸蔵氏ほか2名から提出されたものであります。

今陳情について、採決の結果、不採択すべきものと決定しました。

次に、陳情第1号安心・安全な公務・公共サービス拡充を求めることについてであります。

本陳情の要旨は、1、医療、教育、福祉、雇用などの公務・公共サービスを充実すること、2つ、格差社会の是正を図るため社会保障制度を充実すること、3つ、消費税などの増税を行わず、大企業、大金持ち優遇税制を是正し、応能課税を行うこと、以上3点について政府関係機関に意見書を提出されたいとするもので、秋田県公務公共業務共闘会議議長、佐藤憲雄氏から提出されたものであります。

本陳情について採決の結果、願意を妥当と認め、採択すべきものと決定しました。

次に、陳情第4号公共サービスの安易な民間開放に反対し、国民生活の「安心・安全」の確立を求めることについてであります。

本陳情の要旨は、次の事項について政府関係機関に意見書を提出されたい。1つ、国民の権利保障を後退させる公務・公共サービスの民営化や市場化テストの安易な導入は行わないこと、2つ、公務・公共サービスを民間委託する際にはコストを偏重することなく、入札する事業者に対し業務の質の確保をいかに図るか明らかにさせるとともに、雇用する労働者が自立して生活できる賃金を保障すること、以上2点について政府関係機関に意見書を提出されたいとするもので、秋田県国家公務員労働組合共闘会議議長、藤原孝寿氏から提出されたものであります。

本陳情について採決の結果、願意を妥当と認め、採択すべきものと決定しました。

次に、議案第1号横手市市営温泉施設財政調整基金条例についてであります。

本案は、新たに設置を予定している市営温泉施設特別会計に関連する財政調整基金の設置を定めようとするものであります。

主な質疑と答弁を申し上げます。「現在、3つの基金の残高はそれぞれ幾らあるのか」との質疑に対し、当局から「18年度末の基金残高見込みは三吉山荘の財政調整基金が391万9,000円、さくら荘財政調整基金が1,502万4,000円、雄川荘財政調整基金が1,000万円の見込みとなっている」との答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第6号横手市雄物川町里見財産区管理会条例であります。

本案は、雄物川町里見財産区管理会を設置するとともに、必要な事項を定めるものであります。

主な質疑と答弁を申し上げます。「集落から推薦がなくて自分で立候補するという方も、特別な事由がない場合は、それも認めると理解してよいか」との質疑に対し、当局から「いずれ管理会の方で集落

の地割りが決まっている。この集落から1人というふうが決まっているので、その辺のところで判断していきたいと考えている」との答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第7号横手市福地財産区管理会条例であります。

本案は、福地財産区管理会を設置するとともに、必要な事項を定めるものであります。

主な質疑と答弁を申し上げます。「福地の財産区において、木材を売るという形で収入があったというのはいつごろのことか」との質疑に対し、当局から「2年前に収入があった。5年から6年ぐらいたてば、経営状態的には売らなければなんともならない。そういう形で経営している」との答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第8号横手市行政組織条例の一部を改正する条例であります。

本案は、部の分掌事務を改めようとするものであります。

本案について質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第9号横手市移動通信用鉄塔施設設置条例の一部を改正する条例であります。

本案は、大森町坂部地区に新たに移動通信用鉄塔を設置するため、条例を改めようとするものであります。

本案について質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第10号横手市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例であります。

本案は、条例中非常勤のものの報酬、費用弁償を追加するものであります。

本案について質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第11号横手市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例であります。

本案は、国家公務員等に準じて扶養手当、管理職手当を改定しようとするものであります。

主な質疑と答弁を申し上げます。「これは国や県の指導があって条例改正しようとするものか、それとも横手市独自で提案して条例を改正しようというものか」との質疑に対し、当局から「人事院勧告が昨年出たことを受けて、秋田県の人事委員会での方針が出されている。それは、秋田県の人事委員会は国の人事院勧告とほぼ同じ判断をしている。一方、市町村であるが、横手市には人事委員会がないので、国なり県なりの動向を見ながら、基本的には独自に定めるわけであるが、他市の状況等々も情報交換し、こういう判断をしたということである」との答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第12号横手市技能労務職員等の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例であります。

本案は、条例中の文言の改正であります。

主な質疑と答弁を申し上げます。「一般行政職と技能労務職員では同年代でどの程度の年収の差があるのか」との質疑に対し、当局から「その比べる年代にもよるが、一般論として率でいえば、一般職を100とした場合、技能労務職員は90前後ではないかと思う」との答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第13号横手市特別会計条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は特別会計を整理統合し、新たな特別会計を設置しようとするものであります。

主な質疑と答弁を申し上げます。「一つにすることによって、それぞれの施設の収支決算状況はどうしても見えにくくなる。特に温泉施設にぜひ期待したいのは企業努力だ。それが一つになることによって薄れるのではないかという心配がある。その辺はどのように考えているのか」との質疑に対し、当局から「特別会計の中の例えば事業立て、あるいは目立ての中で、できるだけそれぞれの施設の運営状況、経営状況がわかるような構成にしたいということで今回予算をつくっている。1つは、そういうふうな工夫と別紙という格好の資料の中で、それぞれの施設の歳入歳出がわかるような表も添付できれば状況がわかるのかなと思っているので、その部分については状況がわかるようにしていきたいと考えている」との答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第14号横手市財産区等財政調整基金条例の一部を改正する条例であります。

本案は、醍醐財産区にかかわる財政調整基金を新設しようとするものであります。

本案について質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第15号横手市入湯税条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は地方税法の改正に伴う条例改正であります。

本案について質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第25号横手市長職務執行者の給与及び旅費に関する条例を廃止する条例についてであります。

本案は、同条例を廃止しようとするものであります。

主な質疑と答弁を申し上げます。「なぜこの時期になったのか。普通であれば合併になれば必要のない条例のように考えるが、これまで延びた経緯は」との質疑に対し、当局から「合併時に専決処分でさまざまな条例を専決していたが、その後、各条例を随時見直しして不備な点は直していくということで作業を進めている。そういう段階で1回にできなかったのが、今回見直ししたということである。これからも見直しをかけて、不備な点については改正をお願いしたいと考えている」との答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第29号秋田県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び秋田県市町村総合事務組合同規約の一部変更についてであります。

本案は、広域連合を加入させようというものであります。

本案について質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。
次に、議案第94号横手市行政財産使用料条例の一部を改正する条例であります。

本案は、地方自治法の改正に伴う条例の一部改正であります。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第83号平成19年度横手市横手町四町財産区特別会計予算であります。

本案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ321万円に定めようとするものであります。

主な質疑と答弁を申し上げます。「市有林として吸収していくかいないか、そういった考えがあるか、あるいはないか」との質疑に対し、当局から「財産区が財産を放棄するとか、財産がなくなれば財産区として構成できない。しかし、それらは財産区に任せられており、市が整理するということは、今の状況では難しい」との答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第84号平成19年度横手市境町財産区特別会計予算であります。

本案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ193万6,000円に定めようとするものであります。

本案について質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第85号平成19年度横手市横手地域財産管理特別会計予算であります。

本案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2万5,000円に定めようとするものであります。

本案について質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第86号平成19年度横手市前郷地区特別会計予算であります。

本案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ317万4,000円に定めようとするものであります。

本案について質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第87号平成19年度横手市西成瀬財産区特別会計予算であります。

本案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ318万8,000円に定めようとするものであります。

本案について質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第88号平成19年度横手市醍醐財産区特別会計予算であります。

本案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ465万2,000円に定めようとするものであります。

本案について質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第89号平成19年度横手市里見財産区特別会計予算であります。

本案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ820万円に定めようとするものであります。

本案について質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第90号平成19年度横手市福地財産区特別会計予算であります。

本案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ113万円に定めようとするものであります。

本案について質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第91号平成19年度横手市館合財産区特別会計予算であります。

本案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ280万円に定めようとするものであります。

本案について質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上をもちまして、総務常任委員会の報告といたします。よろしくご審議のほどお願いいたします。

田中敏雄 議長 ただいまから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 討論なしと認めます。

ただいまから議題となっております案件中、陳情第2号武力攻撃事態等における「市町村国民保護計画」策定に反対することについてを起立により採決いたします。

本陳情に対する委員長の報告は不採択でありますので、原案について採決いたします。本陳情は、採択することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

田中敏雄 議長 起立少数であります。したがって、陳情第2号は委員長報告のとおり不採択と決定いたしました。

次に、議題となっております案件中、陳情第1号安心・安全な公務・公共サービス拡充を求めることについてを起立により採決いたします。

本陳情に対する委員長の報告は採択であります。本陳情は、採択に賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

田中敏雄 議長 起立多数であります。したがって、陳情第1号は委員長報告のとおり採択と決定いたしました。

次に、議題となっております案件中、陳情第4号公共サービスの安易な民間開放に反対し、国民生活の安心・安全の確立を求めることについてを起立により採決いたします。

本陳情に対する委員長の報告は採択であります。本陳情は、採択することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

田中敏雄 議長 起立多数であります。したがって、陳情第4号は委員長報告のとおり採択と決定いたしました。

次に、議題となっております案件中、議案第11号横手市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

田中敏雄 議長 起立多数であります。したがって、議案第11号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、既に議決されております4件を除く22件について採決いたします。

22件は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。したがって、22件は委員長報告のとおり可決されました。

議案第30号の委員長報告、質疑、討論、採決

田中敏雄 議長 日程第111、議案第30号平成18年度横手市一般会計補正予算（第8号）を議題といたします。

各常任委員長の報告を求めます。

まず、最初に厚生常任委員長の報告を求めます。厚生常任委員長。

【厚生常任委員長（19番堀田賢逸議員）登壇】

堀田賢逸 厚生常任委員長 議案第30号中、厚生常任委員会に付託になりました部分に対する本委員会の審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

主な質疑と答弁を申し上げますと、4款保健衛生費では、「テレビでは老人性結核が増えていると報道されているが、受診率の推移はどうか」との質疑に対し、当局より「現在の受診率は85%前後で推移しているが、17年に結核予防法が改正され、高齢者の健康状態の変化から罹患率が高い傾向に見られることから、受診対象が65歳以上となり、とらえ方が変わった。これまでの「義務的」から「努めて受けるように」となったため、受診を催促するような体制ではなくなり、受診率の低下が懸念されるので、引き続き受診の勧奨をしていきたい」との答弁がありました。

本案について討論はなく、起立による採決の結果、起立全員により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、厚生常任委員会の報告を終わります。

田中敏雄 議長 次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。産業建設常任委員長。

【産業建設常任委員長（29番塩田勉議員）登壇】

塩田勉 産業建設常任委員長 議案第30号中、産業建設常任委員会に付託になりました部分に対する本委員会の審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

主な質疑と答弁を申し上げます。

初めに、4款で当委員会に付託された部分については、質疑はありませんでした。

次に、5款労働費では、「出稼ぎ対象者は何人いるか。また、出稼ぎ者は減ってきていると思うが、形態を変えているだけで派遣などの形でむしろ増えてきていると思う。今後、そういった人たちへの対応は」との質疑に対し、当局より「対象者は2月末現在で336人である。出稼ぎ者数は年々減少してお

り、来年度からは国や県の支援もほとんど望めない状況であるが、市としては、これまでの各市町村の経緯もあり、今までどおり健康診断等実施していきたい。また、派遣については、地元企業に就労していて、本社や中央の工場に派遣されるケースが多いようだ。出稼ぎについても6カ月以上の方や数年といたった方もおり、今後、実情を確認し検討していきたい」との答弁がありました。

また、6款農林水産業費では、「松くい虫防除対策事業について、被害が非常に拡大しているが、予算が減額されているのはなぜか」との質疑に対し、当局より「この事業の対象は、その年に被害を被ったエリアについて県の採択を受けて実施する。ご指摘は、枯れてしまった松が散見されるということだと思うが、既に枯死した松については事業対象とならない」と答弁がありました。

次に、7款商工費では、「商工観光施設費について減額補正しているが、その原因は」との質疑に対し、当局より「指定管理による業務の委託は9月から実施したが、当初、委託料に1年間の予算を計上し委託契約をしていた。8月の段階で一たん精算し、その残額の中で指定管理料を決めた。今回の減額は精算したときの残額と指定管理料との差額である」との答弁がありました。

次に、8款土木費では、「赤坂プロムナードの車両通行について」との質疑に対し、当局より「当該プロムナードについては、公園用地という考え方で事業認可を受け用地を取得したもので、公園の園路という考え方だ。一般の道路法に基づく道路ではない。今月末の県の最終検査が終わった段階で、国道107号線にあるバリケードは取り外しできる。公園を利用する方については大いに利用していただきたい」との答弁がありました。

また、「単独道路改良事業のくらしの道づくり事業で2,400万円を減額している理由は」との質疑に対し、当局より「当初予算で全地域で14路線を予定し、これについてはすべて施工している。できる限り低コスト道路をつくろうということで、直営工事に回した分があるので、その分が減額補正となった。当初14路線のほかに非常に危険と思われる道路についても、この予算で施工させてもらっている」との答弁がありました。

11款災害復旧費については、質疑はありませんでした。

本案について討論はなく、起立採決の結果、起立多数により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、産業建設常任委員会の報告を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

田中敏雄 議長 次に、文教常任委員長の報告を求めます。文教常任委員長。

【文教常任委員長（24番高橋勝義議員）登壇】

高橋勝義 文教常任委員長 ご報告いたします。

議案第30号平成18年度横手市一般会計補正予算（第8号）のうち、当委員会に審査付託となりました所管する歳出予算につきましては、当局から補正内容の説明後、質疑において、「小・中学校における要保護及び準要保護の就学援助費の認定基準が変更になったことによる対応や、不認定になった方への

周知の仕方について、また、不認定になった世帯はどれくらいか」との質疑があり、当局からは「本人から申請書が上がってきた段階で、認定基準に基づいて算定し、可否の結果通知を出している。その場合、所得変更があった場合はご連絡くださいという文書を一緒に入れて理解を図っている。18年度2月末では、620人の申請に対しては448人が認定されており、今後、金額まで明示しながら、失礼や誤解のないように住民の皆様の理解を図れる形で事務を行っていきたい」との答弁がありました。

これに対し、「就学援助費がもらえなくなった家庭での学年費の未払いなどは発生しているのか。また、支給している家庭での状況はどうか」との質疑に対して、当局より「学年費の未納は学校の規模にかかわらず全校で1人、2人はおります。就学援助が受けられずに払えない家庭が増えるということは十分予測されますが、平成19年度には市P連などに働きかけて、保護者とともに取り組みながら考えていく協力体制を整えているところです。支給している家庭での未納はありません」との答弁がありました。

その他、「学校の耐震診断の進行状況とアスベスト対策について」、「保呂羽小学校廃校による跡地対策と4月からのスクールバス運行計画について」、「いじめと不登校の現状に対する対策と予算の持ち方について」、「各地域局や生涯学習センターとのスポーツ振興へのかかわり方」などの質疑がありましたが、いずれも当局説明を了とし、起立採決の結果、出席委員の一致をもって本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

田中敏雄 議長 次に、総務常任委員長の報告を求めます。総務常任委員長。

【総務常任委員長（17番菅原恵悦議員）登壇】

菅原恵悦 総務常任委員長 議案第30号中、総務常任委員会に付託になりました部分に対する本委員会の審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額からそれぞれ3億1,561万8,000円を追加し、補正後の総額をそれぞれ497億8,516万7,000円に定めようとするものであります。

歳出に関する主な質疑と答弁を申し上げます。

1款議会費、12款公債費、13款諸支出金については質疑ありませんでした。

2款総務費について主な質疑と答弁を申し上げます。「移動通信用鉄塔の費用だが、市の方でやるという予算が上がれば業者がすぐ応えてくれるようなものなのか」との質疑に対し、当局から「通常、この鉄塔の取りまとめは県が行っている。事業化する場合に通信事業者が通信鉄塔に参加するかどうかという意思確認をする。県の段階でこの鉄塔を事業化しようということで予算化したその時点で、通信事業者が1社以上は参加するということがわかっているということです」との答弁がありました。

条文と歳入に関する主な質疑と答弁を申し上げます。

「退職手当の関係だが、一部には積み立てたものを取り崩したり、退職引き当てが順調にいかないという中で手当債云々ということがあった。今の横手市の状況というのはだんだん職員の数も減っていく

が、ほぼ100%対応できるという状況だと理解してよいか」との質疑に対し、当局から「退職手当組合の方では、大量の退職を見越しながら負担率を引き上げてきたという経緯がある。そういう意味で、将来の退職にも対応できるような財政基盤をつくってきたというふうに考えている。大丈夫だということで、市では退職手当債を発行する予定は今のところ持っていない」との答弁がありました。

本案について討論はなく、起立採決の結果、起立多数により原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上をもちまして、総務常任委員会の報告といたします。ご審議のほどよろしく願いいたします。
田中敏雄 議長 ただいまから各常任委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 討論なしと認めます。

ただいまから議案第30号平成18年度横手市一般会計補正予算（第8号）を起立により採決いたします。
本案に対する各委員長の報告は原案可決であります。本案は、各委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

田中敏雄 議長 起立全員であります。したがって、議案第30号は各委員長報告のとおり可決されました。

議会運営委員会開催のため、暫時休憩いたします。

午後 3時20分 休憩

午後 4時50分 再開

田中敏雄 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

会議時間の延長

田中敏雄 議長 本日の会議時間は、議事の都合により延長いたします。

議案第62号の委員長報告、修正案の上程、説明、質疑、討論、採決

田中敏雄 議長 日程第112、議案第62号平成19年度横手市一般会計予算を議題といたします。
各常任委員長の報告を求めます。

まず、最初に厚生常任委員長の報告を求めます。厚生常任委員長。

【厚生常任委員長（19番堀田賢逸議員）登壇】

堀田賢逸 厚生常任委員長 議案第62号中、厚生常任委員会に付託になりました部分に対する本委員会の審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

主な質疑と答弁を申し上げますと、第3款民生費では、「健康の駅について、新規事業の拠点整備の約2,300万円はどこを整備するのか」との質疑に対し、当局より「今、横手地域の健康の駅トレーニングセンターは飽和状態になるほどの人が来ている。横手を東部、大森を西部、十文字を南部の3つの拠点に分け、横手以外の西部と南部のハード面とスタッフの整備をしようということで計画した」との答弁がありました。

また、「自立支援事業の配食サービスの実態について」の質疑に対し、当局より「配食サービスについては、導入の経緯や委託先、回数、負担額など各地域で違う対応となっている。今後は、ひとり暮らし老人世帯の安否確認に重点を置いた事業として展開していくべきと思っている」との答弁がありました。

また、「学童保育事業の増設箇所について」の質疑に対し、当局より「現在、市内17カ所で学童保育を実施しており、19年度から睦合小学校、白山小学校、沼館保育園の3カ所を増設する予定である」との答弁がありました。

また、「次世代育成支援対策施設整備事業の補助金額について」の質疑に対し、当局より「相愛保育園の改築に関する補助金については国の補助基準があり、国の補助金の2分の1を市が負担するということになるので、国と市の合計が9,284万1,000円である。ほかに市の社会福祉法人に対する助成に関する条例により200万円の助成があり、9,484万1,000円の補助額になる。ちなみに建設費はおおよそ2億7,000万円ほどである。なお、相愛保育園では定員を45名から60名に変更するとともに、さらに病後児保育も実施する計画である」との答弁がありました。

また、「公立保育園の延長保育について」の質疑に対し、当局より「新年度から公立の全保育所で午後7時まで実施することとした」との答弁がありました。

また、「生活保護費のケースワーカーの状況について」の質疑に対し、当局より「生活保護世帯は現在486世帯で、7名のケースワーカーで1人平均70名弱を担当している。合併当初より多少世帯は増えているが、予想したほどでもない。ワーカーの増員については、今後の動向を見ながら考えていきたい」との答弁がありました。

また、「横手庁舎の社会保険相談所が廃止されるといううわさがあるが、どうなのか」との質疑に対し、当局より「現在、社会保険庁のOBの方に相談業務をお願いし、年間約5,000件の相談を受けている。社会保険庁の組織改編の関係や後任の相談員がいないなどの理由から、新年度からやめたいとのお話があったが、社会保険事務局で検討した結果、社会保険労務士会に委託して、引き続き相談業務を行うこととなった」との答弁がありました。

4款保健衛生費では、「健康増進費の若者支援事業について、健康の駅推進室にフリースペースを設けるべきでないか」との質疑に対し、当局より「若者支援事業の対象者の把握は困難が予想されている

が、助けを求めている方は必ずいると考えているので、さまざまな手だてを講じて把握に努めたい。フリースペースについては、ニートご本人や家族が必要ということであれば、健康の駅推進室の奥の広間で集まっていただくことを考えていきたい」との答弁がありました。

また、「先日行われた食育のシンポジウムについて、参加者が少なく、宣伝が足りないのでは」との質疑に対し、当局より「新年度はいろいろな関係機関との連携を深め、実施していきたい」との答弁がありました。

また、「西部環境保全センターの最終処分場の埋め立て計画の変更について」の質疑に対し、当局より「最終処分場の埋め立て計画の見直しについて、平成27年度に環境保全センターの統合施設が建設される計画の中で、最終処分場が2カ所あるというのは合理的ではないということ、また、西部環境保全センターにおいて、処分場の浸出水を場内で冷却水として使っているということや、平成30年ごろまで埋め立てがかかるということから、27年度に統合施設が稼動になれば、西部環境保全センターも解体されることになるので、19年度から3カ年、市内から出る残渣をすべて西部地区最終処分場に持っていき、3年間で埋め立てを終了し、5年間で最終処分場の浸出水の安定化を図った上で閉鎖することとした」との答弁がありました。

9款消防費では、「常備消防費で職員165名体制とのことであるが、職員は足りているのか」との質疑に対し、当局より「災害発生時にはできる限りの消防戦術を駆使して対応していくので、現体制で頑張ってもらいたい」との答弁がありました。

また、「消防団の制服の統一について、支給は市の消防訓練大会に間に合うのか」との質疑に対し、当局より「2,300着の大量の発注であり、訓練大会まで間に合うかどうかは不明であるが、できるだけ間に合うよう対応してもらいたい」との答弁がありました。

本案について討論はなく、起立による採決の結果、起立全員により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、厚生常任委員会の報告を終わります。

田中敏雄 議長 次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。産業建設常任委員長。

【産業建設常任委員長（29番塩田勉議員）登壇】

塩田勉 産業建設常任委員長 議案第62号中、産業建設常任委員会に付託になりました部分に対する本委員会の審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

主な質疑と答弁を申し上げます。

初めに、4款1項6目2事業、浄化槽設置整備事業では、「浄化槽設置の計画とその内容について」との質疑に対し、当局より「年度計画で毎年190基ずつ予定している。10人槽は二世帯住宅を考えている。また平鹿町と雄物川町であっても集合処理の区域の中であって、7年以上そこに下水道整備が行かないという場合は、この個人設置型の補助金が出る」との答弁がありました。

次に、5款労働費では、「シルバー人材センター補助金について、いつまでも補助金を出さないと続

けられない組織なのか」との質疑に対し、当局より「シルバー人材センターとしては、事務費収入が1,600万円ほどある。統合したとはいえ各地域に支所もあるので、管理費として3,900万円ほどの経費がかかっている。一体になったので徐々に改善はされていくものと思うが、国の補助金も含め当面は支援が必要と思う」との答弁がありました。

また、「横手地区のいっづく館について、今後も市で持ち続ける必要があるのか」との質疑に対し、当局より「施設を購入したときに、5年間は現在の目的で使うという附帯条件がつけられており、期限が今年度で切れる。このまま開館するのか、それとも閉館するのか、今後の使い方については運営委員会にも諮りながら、19年度中に方向性を出したい」との答弁がありました。

次に、6款農林水産業費では「環境にやさしい地域づくり事業について、緊急性のあるものがほかにある中で、何を目的としているのか」との質疑に対し、当局より「現在、市内の給食センターから年間1万9,000リットルほどの廃油が出る。また、来年度には十文字道の駅が開設され、相当量の廃油が出ると予想される。この公的施設から出る食用油の廃油を利活用し、燃料として環境に優しい活用を図りたいということで、実験事業として計上した。純度にもよると思うが、果たして車両などの燃料に適している品質か、公的な車両で確認してみたい。これからは、環境という2文字がいろいろな部分でキーワードになると思っているし、この事業の将来性があるとすれば、福祉関係の授産施設の事業にもつなげていきたい」との答弁がありました。

また、「木材加工流通施設整備事業補助金について、補助金を出していながら、十文字道の駅には木材加工センターの集成材が使用されていなかった。育成する努力をしなければならないのでは」との質疑に対し、当局より「木材加工センターについては、現在外材が入ってこないということもあり、生産形態がよく、2交替制で生産をしているようだ。また、十文字道の駅については、ぜひ地元の集成材を活用してほしいと要望してきたところである。しかしながら、木材加工センターで生産されるものは、杉単独の12.5センチ角であるが、道の駅に使われるものは大断面であり、設計上、他の集成材を使用せざるを得なかったと聞いている」との答弁がありました。

また、「農政に関して、横手市としての目玉の事業は」との質疑に対し、当局より「国においては農政の大きな転換しており、平成17年10月に農政改革の内容が公表されて以来、横手市として個別担い手や集落営農組織の確立に取り組んできた。その中で、今回市の単独事業として明るい農業・農村関係で6,300万円を計上している。国の米政策改革大綱と連動しているわけだが、中身は野菜の産地化に向け、1ヘクタール以上メジャー拡大作物形成支援事業を実施する。また、認定農業者や集落営農組織へステップアップを図る農家に支援する夢プランのミニチュア版を行う。さらに、集落営農組織や農業生産法人が地域づくりを計画し、魅力ある農業・農村を構築するための地域づくりチャレンジ事業を設定した。事業計画は19年度から21年度までの3カ年は支援策を継続しようということで、先般、市長からも指示を受けている」との答弁がありました。

また、「農地・水・農村環境保全向上活動支援事業について、本会議において部長から、一部繰り越

してもいいとの最新情報があったが、どうか」との質疑に対し、当局より「本会議で最新の県議会の委員会の情報ということで、次年度へ一部繰り越してよいという説明があったと報告した。ただし、その情報が確かかどうか確認したいとあわせて報告していた。その後、県と連絡をとり確認したところ、正式にはそのような答弁はしていないという回答であった。市としては、県の方針と歩調を合わせて実施、指導していきたいと思っている。また、交付金が当初の計画より消化し切れず残った場合の取り扱いについては、交付金の受け皿である農地・水・環境保全向上推進協議会が設立されるが、そこから各団体へ交付され、残った交付金はそこへ返還する流れになっている。返還された交付金については、次年度対策に考慮するといっているので、県の組織の段階で保留すると解釈してほしい」との答弁がありました。

次に、7款商工費では、「商工会議所・商工会補助金は前年度並みか」との質疑に対し、当局より「運営費補助金と事業費補助金に分かれている。運営費は、商工会については1割減額させてもらった。商工会議所については、もともと額が少額なのでそのままとした。事業費補助金は昨年と同様である」との答弁がありました。

次に、8款土木費では、「都市下水道費の委託料というのは」との質疑に対し、当局より「都市下水道は下水道法の中で年に1回清掃することとなっており、横手の二ノ堰と下夕町の都市下水道清掃費用としての業者委託の部分である」との答弁がありました。

また、「駅前再開発事業についての質問として、公共施設に入る予定の交流施設の内容について。交流施設の利用者数の見込みは。駐車場確保は可能か。図書館的機能の規模と具体的内容は。健康の駅事業の整備が地域の公平性の点から妥当と考えられるのかどうか。公共施設全体での年間のランニングコストの予測は。駅舎及び東西自由通路についての質問として、なぜ駅舎が橋上駅でなければならないのか。駅舎を改築することによるメリットは。東西自由通路を地下道に変えることはできないか」との質疑に対し、当局より「公共施設の計画内容は地域情報センター、研修室、会議室、健康の駅、児童センター、共用部分、観光情報センターを検討している。地域情報センターは、現在の横手図書館の1日当たり300人から330人の入館人数を想定している。情報コーナーは全くの新規で予測ができない状況なので、人数的には予測していない。研修室・会議室は、横手市神明町にある南部NPOセンターの実績1日200人から300人ほどを想定している。健康の駅は、1日75人から90人の利用者で、年間2万1,000人の利用者を予測している。児童センターについては、現在の利用がファミリーサポートセンターで月約80組、子育てセンターが月100組、児童館が月100組から125組、これらと同程度、プラスしてこれらを横手駅前に立地することによって利用者数が増えるのではないかという期待をしている。駐車場については、再開発事業地内に立体駐車場約250台の想定であるが、商業施設との兼ね合いで検討を要する。図書館機能としての規模は、図書コーナー250平方メートルで、健康や子育て支援に関する図書を備えた図書コーナーを検討している。健康の駅については、総合計画の中で健康の駅拠点施設の拡充施策で予定している、東部地区に設置する健康の駅である。ランニングコストについて、平成19年度の予定の

実施設計において設備の詳細設計に入るので、一番主要となるエレベーター、照明、冷暖房設備が未定のため現段階では検討していない。駅舎及び東西自由通路については、東西自由通路を地下道にした場合、上空の場合に比べて1.8倍の約31億円かかるという積算をしている。また、地下の場合、照明等のランニングコストもかかる。そこで上空タイプの東西自由通路にしたが、現在の駅舎を2階建てにするためには耐震基準がクリアしていないので、現在の位置に新たに2階建てを新築しなければならないが、東西自由通路をつかって橋上駅舎にした場合とほとんど同じ工事費になる。同じ工事費であれば、利用者を考えた場合の利用勝手がいい橋上駅という結果にした」との答弁がありました。

また、「雪対策費の町内会等除雪活動費補助金の内容について」との質疑に対し、当局より「町内会等除雪活動費補助金は、地域、集落、自治会等が設置した融雪溝や消雪パイプなどの設備に係る経費で、補助率は設置の際に2分の1、運営費は電気料の2分の1が原則、箇所数は300から400ぐらいある。18年度からは、これまで制度がなかった地域でも開始し、全地域局で同じような対応をしている」との答弁がありました。

また、「実質公債費比率が高い中で大規模事業を行って公債費比率は大丈夫なのか」との質疑に対し、当局より「財政計画を策定中だが、まちづくり交付金事業、駅前再開発事業に関しては計画に盛り込まれている。財政計画とあわせて地方債の公債費の適正化計画というものをつくっているが、現在は19.1%で、ここ数年は高い率が続くが、7年間で18%以下にするという計画を策定中である」との答弁がありました。

また、「この計画が遅れた場合、平鹿病院の工事の補助金はどうなるのか。また、再開発の予定は」との質疑に対し、当局より「まちづくり交付金事業は平成19年度から23年度までの5年間でこの事業を終わらなければならない約束がある。それを超えると、まちづくり交付金事業の補助金は4割がなくなる。平鹿総合病院跡地対策の市街地再開発事業については、平成22年度を完成年度にしている。平成19年に行う9月か10月に平鹿総合病院周辺のブロックについて解体工事に着手し、解体後、平成20年度に入ったら、平鹿総合病院を中心に再開発ビルを建築着工する。21年になつたらマックスバリューが入っている羽後交通の解体工事に入って、22年度に再開発ビルをすべて完成させたいと考えている」との答弁がありました。

また、「駅前再開発事業2.1ヘクタールから除外された分がユニオンあるいは農村医学研究所だが、別対策があるのか」との質疑に対し、当局より「現在のユニオンビルについては、民間事業者が資金を出し、国から直接補助を受けるという事業で、くらしにぎわい再生事業というものがあり、その事業が実施する目的に合ったものかどうかを今後検討したいと考えている。それから、平鹿病院の北側の跡地については、現在、平鹿総合病院が建物を解体して、その跡地を市が買うことになっているので、再開発事業のエリアではないが、何か関連事業を検討したいと考えている」との答弁がありました。

また、「市街地再開発事業について、実施詳細設計を組まなければ見えてこない部分があるが、今後、議会としての検討余地は残されているのか」との質疑に対し、当局より「予算の中で実施設計をしてい

く段階で、額のチェックあるいはランニングコストの問題など、市の補助金を投入し国の補助、県の補助を入れているので、ある一定の段階でそれぞれ確認いただく機会を設ける必要はあると思っている。補助事業者としての市の責任もあるし、議会の皆さんに対する報告の件もあると思うので、節目で施設概要についての報告をしたい。また、こういう施設は維持管理がかかるので、実施設計の際に維持管理費を誰が負担するのかという観点で、もう一度見直しをかけた。また公共施設については指定管理者制度が導入されているので、なるべく利用される時間帯が広がるようなことも考えるなり、あるいは一括して民間団体に管理をお願いするなり、皆様の使いやすいものになって、利用度の高いものにしていきたいと考えている」との答弁がありました。

また、「厚生連からは、地権者としてこの事業に参画するという回答はもらっているか」との質疑に対し、当局より「来年度、19年度組合に参加してもらえるかという確認書を厚生連に求め、参加して事業を進めていくということでの参加意向表明書をもって、今回の特定業務代行の事業の募集に入っているところだ」との答弁がありました。

また、「横手駅周辺にこれだけ投資して1日どれくらいの集客があれば、この事業が成功すると思うか」との質疑に対し、当局より「公共施設の利用者数、利用者予定数プラス東西自由通路については1日4,848人を見込んでいる。そして、年間の入り込み客数について現在148万人だが、年間180万人の観光客数の入り込み客数が来れば、この事業は成功と感じているところだ。ただし、事業効果については集客数のほか都市好感度など、複数の指標を定めて事業終了時点まで毎年効果の検証や修正を行い、目標値に達成するよう進めていく」との答弁がありました。

次に、11款災害復旧費では質疑がありませんでした。

討論では、齋藤光司委員より賛成の立場で、「市としての各種団体への補助金については、補助金の性格からして、その団体組織が市民生活に何かしら貢献するものでなければならない。目的はそうであれ、結果として、あくまでも債務を市民の血税で補うような事業計画を持つ行政組織とは別、全く株式会社という個別の形態を持つと認識される会社の救済だけに使われるものだとしたら、まるっきりの捨て金である。市民感情からしても、断じて認められないであろう。

以上からして、産業支援センター部分の補助金については削除をし、平成19年度予算を成立させることが市民に対する結果責任、説明責任からしても妥当と思われる。本会議に対して、この部分の修正案を出すことを前提に、この案について賛成したい」との討論がありました。

また、土田祐輝委員より賛成の立場で、「市長が2、3年前、旧横手市の時代に雇用あるいは農産物の付加価値を見込み導入したこの産業支援センターについては、我々も当時から大いに期待し、市民も様々な要望など組み入れてやってきた事業であるが、こういうことになった事態、非常に残念だ。私も議員としてその責任の一部一端はあると考えているし、多分当時のまちおこし、産業おこしの熱い思いの結果が今にあると前向きに考えている。今、この産業支援センターの6,000万円分が大いに議論されているが、ここはひとつ横手市の対外的な問題も発生する大変大きな議論でもあり、今後の事業展開で

も萎縮することなく、当局に大いに反省を促しながら、私は当原案に賛成する」との討論がありました。

また、高安進一委員より賛成の立場で、「私はただいまの予算案に対し、特に産業支援センター分については、今朝の市長訂正案の提出に対しては反対をした。しかし、今までの市長の産業支援あるいは産業振興そのものに対しては大変敬意を表している。そういったものがきっかけとなり、横手市の産業が伸びていく、そういう形になればうれしいことだが、いかんせん今の時代、また合併以来、このような財政運営、あるいは市民のいろいろな思いの中であって、なけなしの市長政策枠が産業支援センターの穴埋めに使われることは非常に残念だ。産業支援センターの支援は、一たんここできっちりけじめをつけて、傷つくこともあると思うが、これから生かして新しい形での産業支援に向かった方が、市民に理解が得られやすいと判断した。

したがって、産業支援センター予算の6,000万円分は修正案が出されるということなので、私はそれを期待しながら、他の部分については賛成であるが、産業支援センター分については修正すべきであるとする」との討論がありました。

また、奥山豊委員より賛成の立場で、「これまで産業支援センターについては横手市長の政策の一環であり、その産業支援センターから生まれる雇用の創出あるいは新しい産業の開発、大きな期待を背負って船出した今回の産業支援センターだったと思うが、米等の消費の落ち込みに伴い、発芽玄米市場においても大変厳しい販売がなされてきた報告を承った。なかなか今のこの世の中、思うようにはいかない時代である。ただ、私は今回市当局から示された6,000万円は19年度の運営、そして今後の方向づけを決める上でも、これまで市長が19年度中に存続するか、あるいは廃止するか、その決断を迫る上でも今回の6,000万円は必要な予算であると思い、市当局が示した原案は正しい判断だと思う」との討論がありました。

また、石山米男委員より賛成の立場で、「確かに産業支援センターが現在の結果から見れば大変な実績を残している。負の実績であるが、しかし、これらも最初から負の実績が出てくることを予想して会社をスタートしたわけではない。たくさんの課題を抱えて、雇用の問題や、あるいは産業の振興、こうしたものをぜひ実のあるものにしていきたいという熱意から出されたものであり、しかし、産業あるいは事業というものは、最初から絶対に大丈夫だという保証がされるものはない。そういう意味で、市長初め関係者の皆さん、それぞれの努力はしたものと私は思っている。そしてまた、市が呼びかけたことによって、市内の経営者の皆さんやたくさんの学識経験の皆さんからも力強い支援を受けてきたこともあり、今回の実績がこうだから、そして皆さん方にこれまで迷惑をかけてきたものを市の都合で全部ぱったりやめるということにはならないんだろうと思う。しかし、今後の方向については、当然これまで歩んできたそれらの状況を十分反省しながら、一步でも二歩でも進歩できるもの、こういうものに結びつけていかなければと思っているところである。いずれにしても、こうした事業というものはこれから大変だと思うが、やはり市の皆さんもこれからは十分勉強し、そして、すばやい決断をしながら、心配されている市民の皆さんの誤解を解消できるよう頑張っていただきたい。

もう一つだが、今、この補助金を出すことにより、これまでの生産と今後の進むべき道をつくり得るということであるので、それらに期待したいと思う。今、ゼロになったら市が勧めた株主の皆さん、あるいは期待した市民の皆さんに大変な心配やご迷惑をかけたと思っているので、それらを和らげるためにも、これから説明責任を果たしながら、理解を得る努力をしていただきたいと思います。そういう努力をやっていただけるよう心から念願しながら、この予算に賛成したい。今後の発展の材料にしていきたいと思います」との討論がありました。

本案について以上の討論があり、起立採決の結果、全員起立により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、産業建設常任委員会の報告を終わります。よろしくご審議のほどお願いします。
田中敏雄 議長 次に、文教常任委員長長の報告を求めます。文教常任委員長。

【文教常任委員長（24番高橋勝義議員）登壇】

高橋勝義 文教常任委員長 ご報告いたします。

議案第62号平成19年度横手市一般会計予算のうち、当委員会に審査付託となりました所管する歳出予算につきましては、当局から予算内容の説明後、質疑において、「特別支援費について、国際結婚による外国籍を持つ子供たちの学校支援と受け入れの実態、小学生の国際性を身につけさせるための英語授業の取り組みについてはどうなっているか」との質疑があり、当局より「特別支援の中には生活サポートと日本語支援の2種類がある。19年度4人が対象となるが、今後、予算以上に人数がふえ予算が増大するようであれば、拠点校をつくって、何人かをカバーできる体制を整えることで検討している。また、全国的にもまだ小学校の英語教育については微妙な問題があるので、スタートまでには至っていない現状である」との答弁がありました。

また、「平鹿町野球場の電光表示板設置については、強い要望があるので、国体前までに予算復活に向けての努力ができないか」との質疑があり、当局より「現在、教育委員会で抱えている各施設が182施設ある。老朽化しているこれら施設の維持管理費と補修費を枠内の予算でやらなければならない現状である。水道の配管、電気関係もいつ壊れるか不安な状態にあり、電光表示板までは手がつけられなかったのが現状であるが、設置に向けての努力はしていきたい」との答弁がありました。

また、「奨学金貸し付けの市民への認知度と実態はどうなっているか、未収金回収の対策として、保護者だけではなく、本人を同席させて借りるということをしているか」との質疑があり、当局より「市報やほかの方法で周知は図っているつもりである。貸し付け決定者には18年度から本人にも教育委員会に来てもらい、納入の確認をとるようにしている。未収金を回収するというより、納付の相談に応じながら回収に努めているところである」との答弁がありました。

また、「地域のスポーツ振興事業は各地域局でやり、スポーツ振興課でも事業をやっている。予算を見ると、健康維持のためのスポーツはやるけれども、本当の意味でのスポーツをおろそかにするような予算配分に見える。体育協会にもっと権限を与えて、一括したスポーツ振興ができないか」との質疑が

あり、当局より「体育協会が合併し、8支部12の競技団体が生まれた。市から450万円の事業補助金を交付している。現在、教育委員会の職員が体育協会の事務をしており、人的な面で協力している。体育協会には将来的に財団法人化に向けた検討をしていただければありがたい」との答弁がありました。

その他、「学校給食費の賄い材料費が減額となった理由と地場産野菜の供給実態」、「後三年合戦などの史跡を学校授業の中でどのように進めていくか、その方針」、「中学校の海外研修」、「スポーツ少年団について」、「学校図書館への司書配置の現状と読書運動」、「各図書館の図書購入費、新図書館の建設構想」、「介護の視点を組み入れた生涯学習」、「スグッチグッズの販売方法と子供たちの心に残る国体の工夫」についてなど、質疑は多岐にわたり多数ありましたが、いずれも当局説明を了とした質疑の後、3人の委員より賛成討論がありました。

討論において、柿崎実委員より賛成の立場で、「厳しい枠配分の中で予算を組むために大変な苦勞をなされたのではないかと思います。全体的に教育費の予算はふえています。国体関連の予算を除くと、むしろ前年度よりマイナスであるし、18年度の補正後からすると2億8,000万円少ない予算となっております。旧市町村時代、その地域の連帯を深めるという考え方に立って、生涯学習を通じたいろいろな行事などが企画されてきたのだらうと思っております。ところが、去年、今年と生涯学習にかかわる事業費、公民館費、生涯学習センター、保健体育費にかかわる事業、保健体育の施設費、そうしたものが減じられているという状況であります。旧市町村の生涯学習やスポーツに対する長年培ってきた伝統なりというものが壊されていくのではないかと、地域の連帯感が薄くなっていくのではないかと大変危惧しております。

例えば体育振興の中の各地域局のスポーツ振興事業、こういうものは大事にしていかないと、合併はしたけれども、みんな予算が削られてという不信につながっていくのではないかとという心配があります。この後、6月、9月に向けて補正できちんと補正をしていくという姿勢をぜひとっていただきたいと思っております。

また、平鹿町野球場の電光表示板について、他の会場では電光表示がされるのに、平鹿町野球場だけはできないということでは、平鹿町の住民にとっても残念なことだと思います。18年度の決算見込みを立てて、不用額の活用など財政当局とお話をして、国体前に間に合うように努力していただきたい。

教育委員会の要望として財政当局に要求することを期待しながら、議案に賛成いたします」との討論がありました。

次に、土田百合子委員より賛成の立場で、「教育の地方分権と教育改革が進む中で、本市においても小・中学校における統合問題など山積していると思います。何よりも、1人も漏れなく幸せな人生を歩めるような心の教育もあわせてお願いしたいと思います。やはり昔から伝わってきている日本の侍精神というか、伝統精神というか、相手を思いやる心だとか、感謝の心だとか、社会の多くの方々に対する心の教育に何より力を入れて推進し、1人漏れなく幸せになるような教育改革をしていただきたいということをお願いして、賛成討論いたします」との討論がありました。

また、柿崎孝一委員より賛成の立場で、「今年はいよいよ待ちに待った国体がやってきます。今まで地域でかかわった方々からすれば本当に苦勞なことで、感謝申し上げたいと思います。一般質問にも出ておりましたが、本市の発展と位置づけというか、一つにまとまった新しい事業の第一歩目です。ぜひとも国体に向けて、この予算の範囲で精いっぱい頑張ってください。

あと、本会議は子供たちに対する安らぎと温かみの議会でもあると思いますけれども、教育長も予算を組んだお1人と思いますので、ぜひとも教育の質を落とさないように精いっぱい頑張ってくださいことをお願いしたい」との討論がありました。

起立採決の結果、出席委員の一致をもって本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

田中敏雄 議長 次に、総務常任委員長長の報告を求めます。総務常任委員長。

【総務常任委員長（17番菅原恵悦議員）登壇】

菅原恵悦 総務常任委員長 議案第62号中、総務常任委員会に付託になりました部分に対する本委員会の審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ462億7,000万円に定めようとするものです。

歳出に関しての主な質疑と答弁を申し上げます。

1 款議会費については質疑ありませんでした。

2 款総務費について、主な質疑と答弁を申し上げます。

「庁舎の検討事業を新年度において着手することになるが、その額は30万円というわずかな額だ。この30万円の使い道は」との質疑に対し、当局から「庁舎の検討委員は100人ぐらいを考えている。案として、地域協議会の会長もしくは会長が推薦する委員ということで8名、地区会議が36あるので会議の議長もしくは推薦するもの36名、交通安全とか婦人会とか、各種団体等があるので、その団体の代表30名、それぞれの地域局から女性委員ということで26名を推薦していただきたいということで、トータルで100名という規模を予定している。中身は、1人年間2,500円ぐらいの謝礼を出したいということで、30万円のうち20万円は謝礼的なものということだ。できれば年間3回ぐらい会議を開きたいということ考えている」との答弁がありました。

12款公債費について、主な質疑と答弁を申し上げます。

「一時借入金の利子959万円というのは、土地開発公社の関係のものか」との質疑に対し、当局から「一時借入金80億の借り入れの議案があったが、資金繰りの関係で一時的に不足した場合に銀行から借りるとということで、資金繰りの中での借り入れ利子である」との答弁がありました。

13款諸支出金について、主な質疑と答弁を申し上げます。

「土地開発公社に対する市の債務保証の額は幾らか。また、今現在、土地開発公社が所有している財産の総額はどれくらいか」との質疑に対し、当局から「債務保証としては19年度中で5億円を予定している。これは前からの借り換え、新規のものを含めて5億という債務保証を設定している。なお、公社

の所有している財産は18年度末の見込みで、公社保有地として面積で20万754平米、帳簿価格で16億6,700万円余りとなっている」との答弁がありました。

14款予備費については、質疑はありませんでした。

条文及び歳入に関する質疑と答弁を申し上げます。

「市債の発行が18年度は最終的に70数億になった。19年度は最後までこの数字でいくような話だったが、年度途中、補正予算で大きなものが出てこなければこのままでいくのか」との質疑に対し、当局から「18年度は途中で平鹿総合病院に対する補助ということで、非常に大きな補正があった。19年度については、今の段階では想定できないが、大きい事業がないとすれば、ほぼこのままで推移するだろうと見ている」との答弁がありました。

本案について討論はなく、起立採決の結果、起立多数により原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上をもちまして、総務常任委員会の報告といたします。ご審議のほどよろしくお願いたします。
田中敏雄 議長 本案に対し、齋藤光司議員ほか15人から修正の動議が提出されました。動議の要件を満たしておりますので、修正動議は成立いたしております。

したがって、提出者からの修正案についての趣旨説明を求めます。16番齋藤光司議員。

【16番（齋藤光司議員）登壇】

16番（齋藤光司議員） ただいま上程をいたしました平成19年度横手市一般会計予算修正案につきましてご説明を申し上げます。

私は、地方自治法第115条の2及び会議規則第17条の規定により、ただいま議題となっております議案第62号平成19年度横手市一般会計予算について、次のとおり修正を求めようとするものであります。

修正案の内容について申し上げます。

皆様のお手元に修正案をお配りしておりますが、歳出において、7款商工費の原案17億1,305万3,000円を1項商工費2目商工業振興費から6,000万円を減額し、16億5,305万3,000円に修正をしようとするものであります。その結果、歳出の総額は462億7,000万円の原案に対し、6,000万円減額をし462億1,000万円となります。

歳出の減額修正に伴い、歳入において、18款繰入金を6,000万円減額して収支の均衡を図ろうとするものであります。

以下、産業支援センター補助金を今回全額削除した減額修正案を提出した理由を申し述べます。

まず、何よりも株式会社横手産業支援センターは、当局も認めているとおり、行政組織とは別、全くの株式会社という個別の形態であるということでもあります。その前提に立つのであれば、市としての補助基準については、ほかの各種の団体組織と同一に公平公正でなければならぬと思います。そういう中で市民の皆様、私たち議会に今回初めて知らされた横手市産業支援センターの経営内容、経営計画をまずは知っていただき、今回の当センターへの補助金の全額削除の提案をなぜしなければならないか

の理解を求めたいと思います。

1つ目、スタート段階で製造プラントの不具合がつかずきのもとで、多額の負債を抱えることになったという説明がされておりますが、その経緯は、横手市産業支援センター設立当初の取締役であるコンサルタント企業代表のY氏に起因するものであり、現在、裁判ざたにもなっており、原因、結果において今議会の高橋勝義議員の一般質問での指摘どおり、産業支援センター旧経営陣の自作自演と断言していいものであることで、厳しく責められなければならない中身の内容であることを、まずは申し上げたいと思います。

2つ目、販売不振の責任についてであります。株式会社横手産業支援センターの今年度の年間売り上げの見込みは180トンでありました。しかしながら、18年度もあとわずか10日、今年度の売り上げを尋ねたところ、わずか15トンであります。結果として、計画比8.3%であります。8.3%の目標比の減でなく、目標の1割にも満たない8.3%しか売れなかった。努力をした、努力をしてきた以前の問題であり、このことに関しては誰がどう責任をとるのか、結果として、この無責任な経営が今の横手産業支援センターの財務を厳しくしている直接の原因であります。

3つ目、在庫の管理、商品の製造責任についてであります。発芽玄米を平成17年度に65.9トンつくった。平成17年度の販売が6.9トン、在庫が平成17年度末で59トン残ってしまった。平成18年度、普通の会社であれば、全力でその59トンの在庫の販売に心血を注ぎます。しかしながら、先ほども申し上げたとおり、18年度の販売がわずか15トン。でもそのことで、普通であれば在庫は59引く15、44トンに圧縮をされているはずであります。しかし、18年度末現在の在庫は105トン、簿価で約7,300万円に膨れ上がっております。それはなぜか。売れないのに商品を注文しているからであります。今年度も60トン、6,385万8,000円仕入れております。これはどう考えても絶対におかしい。厳しく責任が問われるべきであります。

また、発芽玄米を粉に加工させた責任も非常に大きなものがあります。18年度末で在庫が粒で10トン、粉で95トンであります。きのう、商工課に粒を粉にした加工代は幾らか、そういう問い合わせをいたしました。いろいろな関係の中で金額は教えられない、そういうことであります。今、議会で審議の真っ最中であり、経営責任を問う大事な数字であります。教えられないような事業結果しか持ち得ないこのことだけでも、市民の血税でこの会社の赤字補てんをするという原案を否決しなければならない理由を市民の皆様にはわかっていただけたらと思います。

教えていただけない加工賃については、平成17年度、平成18年度との同じ60トンの仕入れで、平成17年が3,900万円、平成18年度で6,400万円を支払っておりますので、この差額約2,500万円が加工賃と思われる。そうした中で、平成19年度、私たちが今補助金を出すか出さないか議論をしている年度であります。これくらい大きな在庫を抱えている中でも、事業計画を見れば12トンの仕入れを計画しております。「なぜこれくらい大きな105トンもの在庫を抱えながら、12トンもまた注文するのだ」との質問に、「在庫の玄米を粉にしてしまったために玄米が不足をする」、そういう答弁でありました。これ

も、自作自演の極めつけであります。

また、経営姿勢にしても、これくらい議論になっている今回の産業支援センターへの補助金の議会での審議、平成17年度312万円、平成18年度362万円、役員報酬をもらっている株式会社横手産業支援センターの代表取締役が1回も説明に来ないという事実、そういう組織に対する赤字補てんも含む補助金の提供が果たして市民に対しての補助金提供の説明責任を果たし得るかどうか、大きな疑問があります。

4つ目、横手市産業支援センターの平成19年度の収支見込み表によると、今年度の横手市からの補助金が6,000万円、内容として運営費に2,000万円、借入金返済に4,000万円が積み込まれております。また、平成20年、平成21年、平成23年と各年3,500万円、内容として、各年とも運営費に2,000万円、借入金返済に1,500万円、4年間でもう1億4,000万円、今年度を含めて2億円もの市の補助金を見込んでいます。何よりもびっくりするのは、今抱えている1億円近くの借金をまるっきり市の補助金で返済をしようとする経営計画であります。株式会社横手産業支援センター設立時の企業理念どおりの事業展開で、10年間に雇用1,500人を生む、そういう崇高な目的からして、一市民として今その中身と計画を見たときに落胆を禁じ得ません。

5つ目、ソフトランディングという声がありますが、センター生産までの計画が余りにも不透明であります。人件費だけの支援といっても、平成19年度も平成18年度と取締役、社員とも同じ人間であります。同じ体制で平成17年度末で在庫60トン、平成18年度末で在庫105トンを出したスタッフが、平成19年度事業について新たな仕入れで12トン、年間の売り上げ目標35トン、残った82トンは賞味期限が切れて欠損処理とならないよう販売努力をするという事業計画のもと、望みどおりのソフトランディングができるのかどうか、大いに疑問が残るところであります。

5点もろもろ、補助金を株式会社横手産業支援センターの今の体制では出せないという理由を申し上げました。このような形態の組織に今、安易に補助金を出すことが本当に市民の利益にかなうことなのでしょう。はっきり申し上げて、今日もし補助金をつけることがあったとしても、そのお金が死に金になる可能性が非常に高いということ、この場から申し上げておきたいと思えます。

対外的な横手市の信用を心配する声がありますが、私は本末転倒だと思います。議会、議員としてのチェック機能をしっかりと発揮し、市民の負託にしっかりと応え、そのことこそが新生横手の第一歩になるべきだと私は思います。市民の皆様の信頼なくして、対外的な信用も勝ち得ないと確信をいたします。もし、本気でソフトランディングということを考えていらっしゃるならば、産業支援センター自体が在庫7,300万円を真剣に売ることあります。そして、その手法も事ここに至っては、市民の血税を当てにしての運営形態ではなく、自助努力、自己責任での株式会社横手支援センターの生き残り策であるべきであります。

私たちに今投げかけられている問題は、横手産業支援センターにどういう形にせよ、補助金を出すか出さないかの選択だけあります。第三セクターとはいえ、50%出資の民間の株主もおられます。事業の継続あるいは収束は議会が論じて決定するのではなく、株式会社横手産業支援センターの株主、経営

者が自ら商法上の責任、判断によってなすべきであります。その過程で旧経営人、また今の経営者の皆さんの経営責任が初めて見えてくるわけであります。また、商売として株式会社横手産業支援センターの事業内容を精査して、運営費等1億円もの貸し出しを行ってきた金融機関にも貸し出し責任があるはずで、その部分についても、まずははっきりとさせる必要があります。安易な補助金という形の税の投入による幕引きは、今回の様々な問題のすべてを見えにくくする多くの市民に対しての背信行為であり、断じて許されるべきではないと思います。

以上のことからして、株式会社横手産業支援センターへの補助金は、現段階では全額削除をすることが妥当な予算措置であると確信をしております。今年度まで、この横手産業支援センターには計6,800万円もの血税が補助金として入っております。繰り返しますが、まずは株式会社横手産業支援センターが経営を他力本願である補助金としての税金に頼るのでなく、まずは、自ら在庫処分を踏まえて、どのように自助努力をなされ将来計画を示せるか。そして、私たち議会は、いま一步立ち止まって、そのことを見定めることができるかどうか、そのことが、市民の皆さんに対しての説明、結果責任の第一歩であると信じております。

今回のことの報道が、ちょうど市民の皆さんの税金の申告の時期と重なりました。税制改正によって、わずかな年金受給者の皆さん、また、定率減税の廃止等によって多くの市民の皆さんの税負担が重くなっております。今、そういう血税での来年度予算審議であります。

一銭たりとも税はむだにしない。一銭たりとも税はむだにしないという覚悟で、今回の修正案を提出しております。どうか、この修正案に議員各位の皆様の賛同を心からお願いをして、修正案の提案説明とさせていただきます。ありがとうございました。

田中敏雄 議長 次に、本案に対して赤川堅一郎議員ほか8人から修正の動議が提出されました。

動議の要件を満たしておりますので、修正の動議は成立いたしております。したがって、提出者からの修正案についての趣旨説明を求めます。

31番柿崎実議員。

【31番（柿崎実議員）登壇】

31番（柿崎実議員） 私は、地方自治法第115条の2及び会議規則第17条の規定によりまして、ただいま議題になっております議案第62号平成19年度横手市一般会計予算について、次のとおり修正を求めようとするものであります。

修正案の内容について申し上げます。

お手元に修正案をお配りしておりますが、歳出において、7款商工費の原案、17億1,305万3,000円を1項商工費2目商工業振興費から4,200万円減額して、16億7,105万3,000円に修正しようとするものであります。その結果、歳出の総額は462億7,000万円の原案に対し、4,200万円減額して462億1,800万円となるものであります。

歳出の減額修正に伴い、歳入において、18款繰入金を4,200万円減額して収支の均衡を図ろうとする

ものであります。具体的には7款商工費1項商工費2目商工業振興費のうち、横手産業センター補助事業6,000万円を1,800万円に減額修正しようとするものであります。

以下、減額修正案を提出した理由を申し上げます。

ご存じのように産業支援センターは、横手平鹿地域における農業、商業、工業などの地域産業の活性化や雇用の創出を目指した産業戦略ビジョンを具体化する推進母体として設立したところであります。そのねらいは新規事業の創出支援、新商品の開発、販売支援、起業支援、人材育成支援など、バックアップ事業を主たる目的としたものでありましたが、当時の企業誘致もままならない中で、地域の主産業である、特に農資源を活用して産業振興をもとの考え方と行動に大きな期待を寄せたものであります。地域経済の低迷と雇用の悪化の中で、その環境から脱却をして活路を見出すためには、民間活力を利用した機能的な第三セクターとしてスタートをさせたことは、当時の状況から見て時宜を得た事業だったというふうに判断いたします。

発芽玄米事業がそれでありましたが、残念なことにスタート段階で製造プラントの不具合がつまづきとなりまして、市場進出が出遅れ、販売が予定どおり進まなかったことが後々にも影響して、今日の多額の負債を抱えることになったものというふうに判断いたしております。不幸なつまづきがあったとはいえ結果責任でありますから、主体的にかかわった市当局の責任は免れないと思います。しかも、第三セクターの株式会社といっても市の産業政策として主体的にかかわり、多額の補助金を出していることにかんがみれば、今日の経営状況をもっと早く公開すべきでありましたし、また、議会への説明の時期や仕方についても不適切であり、私どもは大きな不満を持っているところであります。

ここに至って、再建に見通しが不透明のまま原案のような補助金を出すことには市民の理解を得ることはできません。これ以上発芽玄米事業を継続しても、負債を解消することは困難と判断しますので、産業戦略ビジョンに基づく支援センターとしての理念は継承しつつも、センター自身の発芽玄米事業は早期に生産撤退すべきであるというふうに思います。市長もそのことは本会議でも明言しておりますから、問題は事業の収束をどのように図るかということだというふうに思います。

ただいま6,000万円減額の修正案が出されましたが、これではセンターが破産状態に陥ることになるわけでありまして、従業員の人件費はもとより、何よりも横手市のイメージを決定的に悪くすることになり、信用の失墜を招くことは、今後の市の事業展開に民間事業者の協力が得られなくなるおそれがあるというふうに思います。横手市の大きな利益を失うことは何としても避けなければならないというふうに思います。企業を収束させ、生産をするためには一定の時間と経費が必要であります。そのための必要最小限の予算は確保しなければならないというふうに思います。まずは在庫を可能な限り販売しつつ、あわせて生産事務、関係者との調整、金融機関との話し合い、株主との責任分担の調整などいろいろあると思いますが、当局は12月までに生産するという考えに立って、そのための必要最低限の予算は、私は次のように試算してもよいのではないかと思うわけであります。

それは、人員体制を18年度並みにして2,200万円ベースの人件費を12分の9と見まして1,650万円、こ

れに残務整理など3名3カ月相当分の賃金を150万円として、合計1,800万円とするということでありま
す。したがって、事業の打ち切りを精算するための予算1,800万円のみを計上することとして、ただい
ま提案したような修正を求めるものであります。

大変な苦勞をしながら郡市が一体の合併をした新横手市の行く末は、市民はもちろん、全国的にも注
目をされているところであります。本事業のつまづきが、新市の社会的信用を失い、将来に禍根を残す
ようなことは何としても避けたいと思うのであります。懸命な議員の皆様の新市への深い愛情と連帯を
持ってご賛同くださるよう心から念じて、修正案の提案といたす次第でございます。よろしくご審議
をお願いいたします。

田中敏雄 議長 ただいまから各常任委員長の報告並びに修正案に対する質疑を行います。質疑ありま
せんか。

23番佐藤議員。

23番(佐藤清春議員) 産業建設委員長にひとつお尋ねいたします。

討論、採決ということで先ほど報告がありましたけれども、私はどうしても疑問が解けないので、ひ
とつお答え願いたいと思います。

議案に対する修正ということは、すなわち議案に反対ということに私は解するわけですけれども、そ
のときに、なぜそれが賛成の立場としての意見となるのか、そこら辺の説明をひとつお願いいたします。

田中敏雄 議長 産業建設常任委員長。

塩田勉 産業建設常任委員長 私どもも当初、そのような思いでありました。本3月定例会の中で、本
来であれば予算委員会があり、その中で、言ってみれば常任委員会に付託であれば良かったわけござ
いますが、そうでなく、本会議から委員会に付託になったということもあり、さらには総務の常任委員
会との歳入の部分で整合性がとれないという判断のもとに、そのような結果になったということござ
います。

田中敏雄 議長 23番佐藤議員。

23番(佐藤清春議員) 修正を本会議でする動議を出すということを前提として、賛成の立場でとい
う討論ですけれども、どうしても私は議案に賛成できないのであれば、まず反対という立場だというふ
うに解します。そして、総務委員会との整合性ということがあれば、やはり委員会で討論はあってもい
いと思いますが、採決は逆に必要がないというふうに、今の委員長答弁からすると、私はそういうふう
に受けとめますけれども。と申しますのは、採決のときに反対できないというのであれば、最初から賛
成のみというふうに、その採決しか受け付けられないというふうなことになりますので、果たしてこれで整
合性がとれるのか、本人の考え方の筋道が通るのか非常に疑問でありますので、どうか私の疑問に答え
ていただきたいと思います。

田中敏雄 議長 産業建設常任委員長。

塩田勉 産業建設常任委員長 確かにその部分も理解できるわけでございますが、委員長としての立場

から申しますと、そのようにせざるを得なかったというのが実態でございます。

本来であれば、当然議員がおっしゃられるようにするのが、私も筋だと思っております。そういう面では、今後当横手市議会の議会のあり方等について十分皆さんで議論をしていただき、このようなことのないように法律にのっとり、整合性のある議会運営に皆さんからもご協力をいただきながら進めていくのが筋ではないのかなというふうに理解をしておりますので、そこら辺を含めてよろしくお願ひしたいというふうに思います。

田中敏雄 議長 ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

1番立身万千子議員。

【1番（立身万千子議員）登壇】

1番（立身万千子議員） 私は、平成19年度の予算案に反対の立場で討論します。

合併後、実質2年目の組織内分権型予算編成は、まだまだ各地域の歴史的経過や特殊性を考慮しなければならぬ段階で、どこの部署でも大変苦労されたものと推察します。

ご承知のとおり、歳入における市税の増収は定率減税廃止等によるものであって、決して市民の収入が増えた結果ではなくて、今後の市民税や国保税などの収納率を懸念せざるを得ません。福祉の面でも障害者自立支援法成立や医療制度、介護保険の改悪など、国の制約によって市民生活への負担が大きくなっていくことが予測されます。その中で、障害者福祉と公立保育園や学童保育の施策を一定拡充していただいたことを評価するものです。

しかし、予算案全体を見ると、新たなまちづくり予算と位置づけるに足る市民満足度の高い行政サービスを確保することを追求しているかどうかのチェックが、私たち議会に求められます。この町の基幹産業である農業について、国の経営所得安定対策が4月から本格実施されることに対し、個々の農家に対応したきめ細かい対策が他市町村のように講じられていないこと、また、子供たちの学力向上やいじめ対策などに最も必要とされる小・中学校の少人数学級についての位置づけがないことなど、基本的な施策が十分検討された上での予算計上なのか疑問な点があります。

特に産業支援センターの補助金を昨年度の2,800万円に続き、6,000万円も計上していることに対して、市民生活が逼迫している今日、市民の税金を充当することには納得できません。確かに当初は産業戦略ビジョンを打ち立てて、横手市の産業振興と雇用の創出を展望できることに意義を認めました。もちろん成果はすぐに表れるものではありません。しかし、負債をこれだけ抱えても、なお産業支援センターに補助することについては、10万市民に対する責任上、今、決断をしなければならないと思います。

産業支援センターの最高責任を負う市長と助役が残務整理を含めて一切の責任を全うすることが道理であると申し添えて、この予算案に反対します。

田中敏雄 議長 次に、14番阿部信孝議員の発言を許可いたします。

14番阿部議員。

【14番（阿部信孝議員）登壇】

14番（阿部信孝議員） 私は、議案第62号平成19年度横手市一般会計当初予算のうち、齋藤光司議員ほか15名から提案された修正案に反対の立場で討論いたします。

横手産業支援センターは平成15年11月、横手市産業戦略ビジョンが策定され、その推進母体として旧横手市を中心に旧平鹿郡内全域の産業振興、支援の目的を持って、平成16年10月に金融機関、市内の有力企業などの協力で設立されました。具体的には、新事業の創出、新商品の開発、販売支援、起業支援、人材育成などを主な事業内容とし、これら事業を推進することにより、地域経済の活性化や雇用の創出を目的にスタートしたことはご案内のとおりであります。

その最初の事業として発芽玄米の生産、販売に踏み切りましたが、ご承知のように開始時に製造機械の不具合が見つかり、製造開始が大幅に遅れ、その間に市場規模の縮小に加えて、同じような商品の乱立のため販売不振が続き、大量の在庫を抱え資金繰りの悪化が表面化いたしました。このような事態になった要因は、あえて言わせてもらうと、国の関係省庁に人材を要請し、派遣された職員を全面的に信頼し、運営状況のチェックが甘かったことや、独自の市場調査を十分しなかったこと、議会に対しても守秘義務を盾に経営状況を積極的に情報開示しないため、議会内に不信感が募り、対立の構造が生じました。また、市長はこの事業発足当時から意欲満々で、農業振興の救世主のような事業のように紙面初め内外に発表したことへの大きな責任があります。

しかし、現実の問題として市が主体的に設立運営にかかわってきた企業であり、ここで補助金投入がストップしますと、資金ショートにより破綻という最悪の事態に直面します。そして、会社の清算については、損失額、負債の補てんは道義的、法的に当市が全面的に負担することになる可能性が高く、したがって、補助金全額カットの修正案は受け入れることはできません。ましてや自治体が主導する第三セクターが設立から3年で破綻整理に陥る例は聞いたことがありません。さらに、対外的にも横手市のイメージが失墜するとともに、協力した株主、企業、支援者、そして関係者などの市に対する不信感が増幅し、今後、当市の事業展開や様々な行事、さらに新規事業にはかり知れない影響があると思います。

私は、当面の運転資金として補助金を承認し、組織体制の見直しを含め、有効な再建策を早急に講ずることを提案いたします。そして、当局、議会が一丸となって低迷する農業、産業を元気づける政策を打ち出すことで、市民の信頼を得なければなりません。

以上のことから、提案された修正案に反対の討論といたします。議員皆様の今、横手市発展のために大きな視野に立ってご判断いただき、ご賛同くださるようお願いいたします。終わります。

田中敏雄 議長 以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論ありませんか。

7番佐藤誠洋議員。

【7番（佐藤誠洋議員）登壇】

7番（佐藤誠洋議員） 私は、齋藤光司議員提案に賛成する立場で討論いたします。

平成19年度当初予算案、また市長からの訂正案をも否決して、今議会の議決に臨まなければならなかったことに対して、苦渋の選択であったことは私のみならず、新横手市一帯の議員全員の気持ちではなからうかと思えます。

この産業支援センターに対しては、私は昨年6月議会の一般質問を行った際より疑問を抱いておりました。また、その後、これまで第三セクターであるとのことから、議会へはほとんど情報が開示されませんでした。今、3月議会になって突然と6,000万円の補助金が必要と提案されました。議会とは何なのでしょう。議会は改めて申すまでもなく、公の場であり、市民は知る権利があります。同時に、選択の権利もあります。我々はそれを負託されているのです。議会運営上のさまざまな技術的なことは、時に情報開示の妨げにもなり得ます。

今回の修正案は、あるいは産業支援センターで働く人たちの職を直ちに奪うことにつながりかねません。本当に辛い選択ではありますが、以下の観点から、産業支援センターに対する6,000万円の補助金を削除する修正案に賛成討論をいたします。

第1点目に、産業支援センター設立の理念は理解できるものの、そこに多額の一般財源をこれ以上補助金として支払う根拠が見出せないこと、第2点目に、今の産業経済部市長部局の範囲で、十分この産業支援センター理念の事業を推進できること、このことにより、第3点目として産業支援センター理念である雇用創出は、国・県も最重要課題として位置づけており、補助金などの事業が活用できること、現在の産業支援センターに対する補助金はすべて一般財源であり、このメリットは計り知れません。

さらに、国・県などとの連携が密になり、雇用創出などの事業により効果が期待できます。また、現在は職員が1名ないし2名の第三セクターへの派遣で事業を行っているのが、市長部局に移ることにより、たくさんの職員の知恵、知識、経験で事業が行えるなどの現在の産業支援センターを置いておくよりも、はるかに効果的であると判断いたしました。また、市長部局で行うことにより議会のチェックも入りやすくなります。

最後に、この産業支援センターの設立時から最も中心にかかわってきた元産業経済部長、社長であった松原氏に、議会として事情を伺うことが今後必要があるのではないかという意見を付します。

以上の観点から、私は齋藤光司議員提案に賛成いたします。

田中敏雄 議長 ほかに討論ありませんか。

3番佐藤議員。

【3番（佐藤功議員）登壇】

3番（佐藤功議員） お2人の提案者と少し違った角度から、私の意見とご提案を申し上げながら、討論に参加させていただきます。

普通の民間の事業者であれば、今日はこれだけ生産してこれだけ売れる、明日はどうしよう、もう少

し売れそうだ、あるいはどうもまずい、毎日毎日を振り返って、そして事業を展開していく。それが1月ごとであり、そして1年であり、これが私は普通のケースだと思います。ところが、この産業支援センターについては、こういう検証が全くなされないまま今日まで来てしまったような感じをして見えます。

私たち議会には、今日までこういうものを決める会議の中での発言の機会というのは一度もありませんでした。なぜか。それは産業支援センターが株式会社だからであります。そして、横手市はその一株主でしかありません。株式会社産業支援センターの目的は、地域産品に付加価値をつけるために支援する会社がなければならないとの市長の熱い思いによって設立されました。そのときの市長の説明によりますと、新しい商品をつくっても、なかなかつくろうとしてもノウハウが足りなくてつけれない。そこに産業支援センターがそのノウハウをどこからか探して、そして授けてやる。そして新しい商品をつくる。あるいは新しい商品を開発したけれども、一つの会社が新しい商品を開発したけれども、それがなかなか売れないでいる。でも、物はいいものだ。こういうときに売のお手伝い、売る支援をする会社が必要だということで、この産業支援センターが立ち上がりました。産業支援センターができることによって、産業の振興と雇用の創出につなげたい、そういう説明でありました。

産業支援センターが市長の考えと説明どおりに活動しておれば、私は105トンの発芽玄米の在庫を抱えることもなければ、9,840万円の負債を抱えることもなかったと思っています。なぜこんな事態になったのか考えてみますと、やはり産業支援センターが株式会社という1個の法人だからであります。横手市産業支援センターは、市長のシビリアンコントロールのきかない会社と役員で暴走した結果がこういうふうになってしまった。私はそういうふうに思っております。

18年3月、支援センターの運営補助金が数千万円が議会を通過した後、7月に全員協議会が開かれて、突然3,900万円の在庫があるとの説明がありました。市長の当初の説明どおりだとすれば、このような在庫を抱えるような産業支援センターではなかったはずなんです。それでも抱えてしまった在庫、どなたかがおっしゃっていましたが、この時点で一時立ち止まって事業を振り返って、このまま発芽玄米を製造し続けていいのかどうなのか、一時製造を中止し、在庫を売り切る努力をすべき千載一遇のチャンス在去年なくしてしまった。そして、それ以後、わずか半年の間に発芽玄米をさらにさらに製造し続け、大量の在庫を抱えてしまいました。普通の経営者ではとても考えられない。なぜこんなことが起きるのか。やはり、背中に横手市があるという安堵感、こういうものが経営者をこういうふうな形にしてしまったのではないかなというふうに思っております。

私は、産業支援センターからの支援がなくなることで、発芽玄米の製造会社が自立することにつながっていくというふうに思っています。そして、新商品を開発しながら、やがて横手の地域を代表する地域産品の一大会社に成長することを願っております。市のためにも、発芽玄米製造業者にとっても、私はいい結果になる、応援をしないことがかえっていい結果になる。そして、そうしなければ、今後もっと困難な問題が発生する可能性も含んでいる。今後、機構改革を行い、庁舎内に産業支援室を設けて、

産業支援室で発芽玄米を売ることによって、在庫が減っていきます。売上金は借入金の圧縮につながるわけです。

市長は、株式会社産業支援センターを12月までに清算するから時間が欲しいということでした。株式会社の清算は、市税の投入は避けなければならないことは言うまでもありません。仮に市税を投入するにしても、それまでの間に市民に合意が得られるぐらいの圧縮が必要であります。こういうチェック体制こそ、私たち議会の責任ではないでしょうか。今は市民の負担をいかに少なくすべきかを努力すべきときでありますし、自治体の責任はいかに充実した市民サービスをするのが私たちの仕事であります。産業を支援することも大事ですけれども、自治体が直接物を生産する、してはならないことをしてしまっただけです。非常の事態には非常の措置が一番有効であります。

以上、私の意見を申し上げて、市長にこのことに努力をしていただくことをお願いをいたしまして、齋藤光司議員が提出された本修正案に賛成をいたします。ありがとうございました。

田中敏雄 議長 ほかに討論ありませんか。

24番高橋議員。

【24番（高橋勝義議員）登壇】

24番（高橋勝義議員） 当たり前のことを当たり前に申し上げます。

産業支援センターは今回の予算で6,000万円予算計上されました。それが、2,000万円の修正案が出ました。単位の順序からいけば1,800万円も出ました。また一方で、ゼロにしよう、こういう案であります。一般の市民であれば19年12月に事業廃止する、こういう会社に6,000万円、2,000万円出しますか。ゼロの方がいい。血税を投入するのでありますから、そう考えるのが一般市民であります。そこで私は、産業支援センターがせっかく作ってくれた資料に基づいてお話しします。

まず、市長が修正出されました2,000万円であります。本来、産業支援センターは6,000万円ないと両輪が動かない、そういう仕組みになっています。なぜか、4,000万円の借入金を払わないと、借入金の時期が来ています。そういう結果になります。そこで2,000万円の修正案ということは、借入金を一たん棚上げする。買掛金が1,000万円あります。短期借入金が3,000万円、そして未払い金が131万円あります。つまり2,000万円ということは、すべてこれらを棚上げする、こういうことあります。一たん棚上げしないとこの会社は回らない、こういう内容であります。

そこで産業支援センターは、本来このペーパーから見れば、必ずしも投入しなくても生き延びられる。それはなぜか。現金預金が875万7,622円ある、売掛金が796万円ある、未収金が228万1,000円ある。これを合計すると1,900万円になります。ですから、人件費は出ます。その現実には、ですから2,000万円の根拠というのは、こうした借入金あるいは買掛金、これらを一たん棚上げする、そういうふうにとられても仕方がない、こういう結果になります。

ですから、必ずしも2,000万円、1,800万円出さなくても支援センターはまだ大丈夫なんです。その根拠はまだあるんです。このペーパーを見ますと、19年度、35トン販売する。3,500万円ですよ、単

純に出ますよ。そしてまた、82トンの在庫を売りますよ、これを売れば8,200万円ですよ。むしろ産業支援センターは在庫を販売することによって、物すごい黒字になる。借入金を返済できる、こういう状況下になります。

ですから、まだまだ産業支援センターは自助努力で、まだまだこの会社は事業停止しなくてもいい。そんなんですよ。そんなに心配することないんです。自分たちが頑張ればできる。産業支援センターの人方に言いますけれども、市報などで、パウダーは市民から買ってもらいなさいよ、そういう努力をしないと、商売はきちっとやらないと。

ですから、私は必ずしも税金を投入しなくても、産業支援センターは生き延びる、こういう確信をいたしております。ですから、私は税金を投入する必要はない、こういうことであります。終わります。
田中敏雄 議長 ほかに討論ありませんか。

11番奥山議員。

【11番（奥山豊議員）登壇】

11番（奥山豊議員） 私は、柿崎議員が提出いたしました修正案に賛成の立場で意見を述べさせていただきます。

横手市長の政策の一環で設立されました産業支援センターであります。設立から2年と、ちょうど5カ月たった今、発芽玄米の販売の不振によって玄米の在庫が105トン、18年度の決算見込みで負債額が9,800万円ほどというような説明を伺っております。今回、本議会において予算をつけなければ、産業支援センターは倒産してしまいます。私はそう思います。そういうことになると、従業員の皆さん、そしてまた金融機関、一緒に共同開発してきましたふるさとの関係が損なわれます。そして、横手市が今後多方面におきまして、大変不利な状態に陥るものだというふうに思います。

今議会におきまして、横手市長が19年度をもって発芽玄米のその分野を中止する、産業支援センターを廃止する、それも12月までだというふうな表明がなされました。私は、市長自らの政策によって立案されましたその産業支援センターが廃止になるということは、当然予算を投じて収束させるべきだ、それも血税を使って収束させるべきだ。今回提案した1,800万円の予算は、私は横手市民が負担する最少の最も少ない案であるというふうに思います。

産業支援センターが倒産して、横手市のために身を粉にして頑張っております助役が第三セクターの産業支援センターの取締役ということで、その負債の償還が個人に及ぶということは、私は議会人として許すべくことではないと、しっかりとした予算を持ってそれに当たるべきだというふうに思います。

よって、私は柿崎議員の提案する案に賛成といたします。

田中敏雄 議長 ほかに討論ありませんか。

34番寿松木議員。

【34番（寿松木孝議員）登壇】

34番（寿松木孝議員） 大変お疲れのところ恐縮でございます。私は、今出されておりました修正案

の株式会社横手産業支援センター補助金を6,000万円から1,800万円とする修正案に対し、反対の立場で討論させていただきます。

今回の提出のこの修正案につきましては、その説明により、12月まで産業支援センターを継続させ、あわせて残務処理をさせる、会社を閉鎖させようとする、そういうもののようにあります。産業支援センターの仕組みにつきましては、皆様ご承知のとおりでございます。市が出資50%、そのほかは民間の企業の皆さんが50%の出資をして運営をしてきた独立した株式会社であります。そのようなことを考えたとき、我々議会の中におきましても、何度も問題視されながらも、当局からはその中身については詳細な情報提供が行われてこなかった。これは独立した株式会社だ、そういうことであります。

したがって、当議会としまして独立した株式会社産業支援センターの経営に対しまして、全く権限は持っていないものであります。しかし、今回提案されました修正案は、その運営主体の株主の皆さんとの協議もしないままに、議会が勝手にその会社の行く末を定めようとしているものであります。この修正案が当局と株主との方々との間で協議され、提案されてきたものであるとするならば、我々は議論するのは当然であります。しかし、その権限を一切持ち合わせていない議員の側から提案するということに関しましては、大変理解に苦しむものであります。

この横手産業支援センターの件に関しましてはいろいろなメディアの方々、また市民からも大変に高い関心事であります。我々のスタンスとしましては、齋藤議員が先ほど発言されましたように、産業支援センターに対する補助金が市民の目線から見ると適正であるのかどうか、こういう判断をしようとしているものであります。

繰り返しになりますが、経営に対する権限を持ちあわせない我々の立場で、独立した法人である株式会社産業支援センターの経営に影響を及ぼすような、このような修正案には、私は断固反対するものであることを申し上げ、討論いたします。

田中敏雄 議長 ほかに討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 討論なしと認めます。

ただいまから議案第62号に対する齋藤光司議員ほか15人から提出された修正案について、起立により採決いたします。

本修正案に賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

田中敏雄 議長 起立少数であります。したがって、本修正案は否決されました。

暫時休憩いたします。

午後 7時09分 休憩

午後 7時40分 再開

田中敏雄 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第62号に対する赤川堅一郎議員ほか8人から提出された修正案について、起立により採決いたします。

本修正案に賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

田中敏雄 議長 起立多数であります。したがって、修正案は可決されました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について、起立により採決いたします。

原案に賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

田中敏雄 議長 起立多数であります。したがって、修正議決した部分を除くその他の部分は原案のとおり可決されました。

議会運営委員会開催のため暫時休憩いたします。

午後 7時41分 休憩

午後 8時05分 再開

田中敏雄 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議会議案第1号～議会議案第2号の上程、討論、採決

田中敏雄 議長 日程第113、議会議案第1号から日程第114、議会議案第2号までの2件を一括議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議会議案第1号から議会議案第2号については、会議規則第37条第2項の規定により趣旨説明並びに委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。したがって、議会議案第1号より議会議案第2号までの2件については、趣旨説明並びに委員会の付託を省略することに決定いたしました。

議会議案第1号より議会議案第2号までの2件については、議員全員による提出並びに賛成でありますので質疑はないものとして、直ちに討論を行います。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 討論なしと認めます。

ただいまから採決いたします。

議会議案第1号より議会議案第2号までの2件は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。したがって、議会議案第1号から議会議案第2号までの2件については原案のとおり可決されました。

議会議案第3号の上程、質疑、討論、採決

田中敏雄 議長 日程第115、議会議案第3号公共サービスの安易な民間開放に反対し、国民生活の「安心・安全」の確立を求める意見書についてを議題といたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議会議案第3号については、会議規則第37条第2項の規定により趣旨説明並びに委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。

したがって、議会議案第3号については趣旨説明並びに委員会の付託を省略することに決定いたしました。

質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 討論なしと認めます。

ただいまから議会議案第3号を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

田中敏雄 議長 起立多数であります。したがって、議会議案第3号は原案のとおり可決されました。

議会議案第4号の上程、質疑、討論、採決

田中敏雄 議長 日程第116、議会議案第4号安心・安全な公務・公共サービス拡充を求める意見書についてを議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議会議案第4号については、会議規則第37条第2項の規定により趣旨説明並びに委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。したがって、議会議案第4号については趣旨説明並びに委員会の付託を省略することに決定いたしました。

ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 討論なしと認めます。

ただいまから議会案第4号を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

田中敏雄 議長 起立多数であります。したがって、議会案第4号は原案のとおり可決されました。

議員派遣の件について

田中敏雄 議長 日程第117、議員派遣の件についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本件については会議規則第159条の規定により、お手元に配付いたしました議員派遣のとおり決定いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。したがって、本件はお手元に配付いたしました議員派遣の件のとおり決定いたしました。

閉会の宣告

田中敏雄 議長 これで、平成19年第1回横手市議会3月定例会を閉会いたします。大変ご苦労さまでございました。

午後 8時10分 閉 会

